

第2章 不当な取引制限補論2

[1] 行政的規律

(1) 概説

(2) 排除措置

排除措置の法的性格及び内容に関する一般的説明について別途参照

(2-1) 概要

①規定一7条、8条の2（8条の2は事業者団体の違反行為に対する排除措置、その他の規制条項に関してもそれぞれ排除措置の規定がある）

- ・ 刑事罰及び民事責任の賦課と並ぶ違法状態の削除競争秩序維持のための手段
- ・ 違反行為者に対して、違反行為の禁止や違法状態の除去を直接的に命じる
- ・ 公正取引委員会が命令権を有する
- ・ 違反行為に対する措置（7条1項、8条の2第1項）、既往の違反行為に対する措置（7条2項、8条の2第2項—なお、この措置の対象は3条、8条1項1・4・5号、19号のみであったが、平成14年度法改正提案で8条1項2・3号、6条を対象として含むことになっている）

②排除措置全体の問題点—排除措置の内容・限界に関連するもの

- ・ 違反行為・違反行為により発生した反競争効果の実効的除去のために適切な排除措置の内容
- ・ 既往の違反行為への排除措置を必要とする場合の条件
- ・ 違反行為の再発防止抑止のための排除措置
- ・ 営業の譲渡等の市場構造規制が可能か（構造規制主義）、違法行為の排除だけか（行為規制主義）—競争秩序維持のための必要性、規制の実行可能性、費用・便益分析（cost and benefit analysis）

(2-2) 排除措置の法的性格

- ・ 権限者—行政官庁である公正取引委員会
- ・ 排除措置—行政処分的一种、違反行為者に対する作意又は不作為を命ずる下命行為。準司法的手続きを経て行なわれる点に特色を有する
- ・ 排除措置命令という行政処分、又は、行政処分への不服を審査する審査手続・審判手続を経て、公取委決定である「審決」という形で行われる。

(2-3) 排除措置の内容—違反行為の停止、株式処分、役員兼任の禁止、団体の解散、工場設備販売先等についての制限の撤廃、人事条件の撤回等、将来の違反行為の繰り返いを禁ずる予防措置、措置を講じたことの報告等

(2-4) 排除措置の限界—競争制限行為の差し止め禁止が中心となる。行為者の経済力や結合関係等競争制限行為を可能とする背景にまで及ぶことが可能。不当な取引制限の禁止の最初で述べた三つの問題の三つめに関連。

①価格引き下げ命令の可否

(a)カルテルで値上がりした（または値下げを抑えられた）価格引き下げ命令が可能か→不可

理由・排除措置の中心は違反行為を停止させることである点

- ・ 行為停止後の価格などは市場メカニズムによって決定されるのが独禁法の趣旨に合致する。行政庁による価格の指定自体がその趣旨に反する。
- ・ 公取委は価格統制庁ではないので、引き下げられる価格水準を指定できるような能力や資料・組織がない。

(b)では引き上げられた価格が継続することを放置しなければならないのか

- ・ これに対する一定の対応として、価格等の報告、取引先との価格の再交渉、個別的な価格決定を行うこと、等の措置が命令される。

②反復予防

- ・ 消滅した行為に対しても競争制限効果が継続している場合・将来の反復のおそれがある場合には、排除措置を命じる（既往の違反行為に対する措置・7条2項）—取引先等への周知徹底、将来も行わないことの確認等
- ・ 7条2項に基づく排除措置を行うことのできる期限—違反行為の消滅日から3年まで
- ・ 1項及び2項ともに違法行為の反復予防のため、違法行為の基礎となっている慣行や組織の解体禁止を命ずることも可能
- ・ とりわけ平成16年(7月)以降の排除措置として次のようなものが命令されることがある。(例・2005年の橋梁談合事件・JFEエンジニアリング(株)ほか39社に対する件・平成17年11月18日勧告審決・H17(勧)13号)
 - ・ 取締役会決議における違法行為の確認及び取りやめの決議
 - ・ 従業員への違法行為の通知・取りやめ、競争行為実施(談合を行わないこと)の周知徹底
 - ・ 関係営業社員の配置転換、5年間の業務従事禁止。取締役会決議による担保
 - ・ 具体的な内容を指定した予防措置(社内コンプライアンスシステムや教育システムの構築と実施)

[1]独占禁止法の遵守に関する行動指針の作成又は改定

[2]談合対象工事営業担当者に対する定期的な研修及び監査

[3]独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規定の整備

[4]独占禁止法違反行為に係る通報者に対する免責等実効性のある社内通報制度の設置

・会社分割により事業を承継した会社が行った違法行為について親会社による措置

・排除措置以外の反復予防に関する措置として課徴金や刑事罰強化があげられる。

(2-5)既往の違反行為に対する措置

・7条2項 「特に必要があると認めるとき」

・「審決の時点では既に違反行為がなくなっているが、当該違反行為が将来繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており、競争秩序の回復が不十分である場合などには、なお違反行為の排除を命ずる必要があることから、上記のような場合を「特に必要があると認めるとき」として、排除措置を命ずべきものとしたものと解される。」（郵便区分機入札談合事件審決取消訴訟・東芝ほか1名による審決取消請求事件・東京高裁平成16年4月23日判決・平成15年（行ケ）第335号）

・必要性の判断要素と審決書への記載

①違反行為の反復のおそれなど排除措置が命じられることについての理由の明示の必要性

②審決書への明示的な記載、又は、違反行為の内容等からの反復のおそれなど記載内容全体からの判断
（郵便区分機入札談合事件審決取消訴訟・東芝ほか1名による審決取消請求事件・東京高裁平成16年4月23日判決・平成15年（行ケ）第335号）

・郵便区分機入札談合事件審決取消訴訟での必要性判断—明示的記載、記載内容全体からの判断について

「法57条は、審決書には、「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」を示さなければならぬと規定して、審決書の記載要件を定めている。この規定は、行政手続法14条が・・・行政処分（不利益処分）につき理由の付記を要求しているのと同様、公正取引委員会の審決が被審人の営業活動の自由等を制限するものであることにかんがみ、その判断の慎重と公正妥当を担保して恣意を抑制するとともに、審決の理由を被審人に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためのものと解される。」

「審決書に上記の記載が必要とされる趣旨にかんがみれば、本件審決書に記載すべき理由（被告の認定した事実及び法令の適用）としては、違反行為に関する認定事実のほか、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して排除措置が命じられたのかを、被審人においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に排除措置の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係を当然に知り得るような場合を別として、法57条の要求する審決書の記載として十分でないといわなければならない（最高裁判所昭和49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁、同昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁等参照）。」

「本件審決書は、・・・本件排除措置の根拠規定（法54条2項）を記載するのみで、その適用の基礎となった事実関係、すなわち上記の「特に必要があると認めるとき」の要件の認定判断については、何ら明示的に記載するところがない。」

「「特に必要があると認めるとき」との要件に該当する具体的事実関係は、それ自体として明示的に記載されることは必ずしも必要ではなく、審決書で認定された違反行為の内容等から違反行為が繰り返されるおそれが明らかにかがわれる場合など、審決書の記載内容全体から判断して、当該規定の適用の基礎となった事実関係を当然に知り得るような場合には、法57条が要求する審決書の記載要件を具備している。」

「審決書において被告の認定した事実を仔細に検討しても、被告が原告らに対して本件排除措置を命じた理由、すなわち法54条2項にいう「特に必要があると認めるとき」の要件については、それを認めるべき事実関係を当然に知り得るといふことはできない。」

・郵便区分機入札談合事件審決取消訴訟における結論

「同様の行為が将来繰り返されるおそれについては・・・違反行為は担当官等からの情報の提示がなければ成立し得ない・・・担当官等は情報の提示を行わなくなったと認定されているのであるから、なお情報の提示が行われるおそれがあるというのであればともかく、そうでない以上これと同様の行為が将来繰り返されるおそれはないといわざるを得ない。・・・担当官等から本件違反行為におけるような情報の提示が今後も行われるおそれがあることについては、何ら認定されていない。」なお、入札談合防止法が、国等の職員が事業者の入札談合等に関与する行為を厳しく規制している。

「また、本件違反行為の結果が残存し、競争秩序の回復が十分でないという点については、担当官等からの情報の提示が行われなくなった以上、その後の入札において本件のような違反行為が行われる余地はないと考えられるのみならず、本件・・・においては、・・・日立が参入し、競争環境が相当変化したことなどが認定されている。」

・措置の対象範囲

・公取委の立場

→一般論—[1]同一行為及び同様の違反行為の反復を対象とすること。[2]専門機関である公取委の裁量が広いこと

「「特に必要があると認めるとき」とは、当該違反行為と全く同一の行為態様での違反行為が行われるおそれがある場合はもちろん、当該違反者が、競争秩序の維持・回復を阻害する同様の違反行為を今後行うおそれがある場合を広く含むと解すべき」かつ、排除措置を命ずる必要性の有無、排除措の内容については、競争政策について専門的知見を有する公取委の広い裁量に委ねられている

→郵便区分機審決取消訴訟事件において－[1]違反行為の恒常性長期性、[2]自発的な意思に基づかない違反行為の取りやめ、[3]市場の寡占性

「原告らは本件違反行為に先立つ相当以前から同様の受注調整行為を長期間にわたって恒常的に行ってきたこと、原告らが受注調整行為を取りやめたのは、被告の立入検査等の外部的要因に基づくもので、原告らの自発的な意思に基づくものではないこと、区分機類の市場は、日立が参入したとはいえ、いまだ3社による寡占市場であることなどに照らすと、区分機類の市場において、本件違反行為による競争制限の効果が完全に解消されたものと認めることはできず、原告らが再び同様の受注調整行為を行うおそれは十分にある・・・」

・東京高裁(平成16年4月23日判決)

→一般論－[1]必要な措置の範囲は当該違反行為の排除の確保のために限定される。[2]当該違反行為と同一ないし社会通念上同一性があると考えられる行為の反復のおそれによって限定される。[3]公取の裁量は、措置をとる必要があるという要件が満たされている場合に、措置をとるか否か及びその内容について存在する。

既往の違反行為の排除とともに、当該取引分野での違反行為の反復を防止し、確実な競争秩序の維持・回復を目的とする排除制度の趣旨からは、全く同一の行為態様の違反行為防止だけでは、排除措置の目的を達成できないことは明らかである。排除措置を命ずることができる場合を、当該行為と全く同一の行為態様での違反行為が行われるおそれがある場合に限定するのは、厳格に過ぎる。「しかし、法54条2項（法7条2項）により命ずることができる措置は、当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置に限られることは、法の文言上明らかである・・・これを当該違反行為を離れて、およそ競争秩序の維持・回復を阻害する行為が排除されたことを確保するために必要な措置と解することはできない。・・・上記規定により排除措置を命ずることができるのは、当該違反行為と同一ないし社会通念上同一性があると考え得る行為が行われるおそれがある場合に限定されると解するのが相当」。

→郵便区分機審決取消訴訟事件において－

「問題とされた違反行為は・・・郵政省の行う区分機類の一般競争入札について、担当官等から情報の提示を受けることを前提に、原告らが、自社に情報の提示を受けた物件についてののみ入札し、情報の提示を受けない物件には入札しないという意思を連絡した上、それに従って行動するという受注調整行為・・・本件において排除措置を執ることが許されるのは、郵政省の行う区分機類及びそれに類する機器類の一般競争入札において、原告らが今後も受注調整行為を行うおそれがある場合」。

「担当官等から情報の提示を受けることが違反行為の重要な前提条件となっている」から、「情報の提示がされなくなった場合でも、なお原告らが郵政省の行う上記の一般競争入札について受注調整を行うおそれが存在するとすることは、原告らの受注調整行為が長期間にわたって行われてきたこと、原告らが受注調整行為を取りやめたのは原告らの自発的意思に基づくものでないこと、区分機類の市場はいまだ寡占市場であること等の、被告の主張する諸事情があるとしても、認め難い」。公取委の「裁量は、「特に必要があると認めるとき」という要件の存在が認められるときに、排除措置を執るか否か及びその内容について認められるのであって、この要件が存在しないときにまで、排除措置を命ずることが許されることにはならない。」

(2-6)受命者－違反行為者である

(3) 課徴金制度

(3-1) 趣旨(目的)

(a) 課徴金制度創設の制度的背景

刑事罰－発動の困難さあり 損害賠償制度－実効性の欠如

この二つが機能していれば、不当利益も徴収され、抑止効果もある程度働くはずであった。

(b) 1977年(昭和52年)改正新設

7条の2－不当な取引制限の禁止の(3条後段)違反行為対象

8条の3－事業者団体の禁止行為(8条1項1号・2号)違反行為対象

・趣旨－カルテルによって獲得された不当利益の徴収とカルテルの予防(抑止)効果

(c) 1991年(平成3年)法改正の趣旨

カルテルの抑止力の強化

・企業規模の拡大、経営多角化等による企業体質の強化によって従来額では抑止としての経済的負担にならない。－91年改正前の課徴金対象事件は、大半が値上げカルテルで、その参加者の利得は売上高の10から20%に達しているのが実体であった。

・企業活動の国際化に伴う独禁法違反措置の国際的平準化

(d) 2005年(平成17年)法改正

・趣旨－違反行為防止の実効性確保の観点

(参考：公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等に対する課徴金の額の引上げ、課徴金の減免制度の創設、審判手続等の見直し、犯則調査権限の導入等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(法案提出の際の法律案及び理由説明(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」の国会提出について・平成16年10月14日公正取引委員会))

↓

①課徴金徴収額の引き上げ

・旧制度(「不当利得の剥奪」)を「違反行為防止の観点から不当利得相当額以上の金銭を徴収する制度」に見直し

理由

[1]違反行為を反復する事業者があとを絶たない

・課徴金算定率が引き上げられた平成3年以降4回の違反で計3億円超の課徴金を課された企業も存在

[2]米国・EUなど日本と同様な先進国では日本よりも高額な罰金又は制裁金を賦課している

[3]私的独占等旧法の下で課徴金対象となっていた価格カルテルなど以外の重大な違反行為が課徴金対象外になっていた。

(競争政策について・平成16年3月11日(木)竹島公取委委員長説明・経済財政諮問会議)

・参考

見直し後の課徴金の算定率は、違反行為防止という行政目的を達成するために必要な水準として設定するものであり、その水準については、

①過去の事件における不当利得の水準(過去の事例を分析するとカルテル・入札談合による不当利得の平均値は16.5%程度であるとみられ、約9割の事案において8%以上の不当利得があるとみられる。)

②他法令の規定(重加算税や医療保険等の不正受給の加算金等において不当利得の4割増しの金銭を徴収する制度が存在)。

③違反行為を繰り返す事業者が跡を絶たない状況、

④海外の状況

等を総合的に勘案し、決定。

現行制度の下では、違反行為を繰り返す事業者が跡を絶たないことや同一業種、同一地域において、違反行為が繰り返されている事例が多くみられること等を踏まえ、今般の独占禁止法の見直しを行うものであり、これにより、横並び・談合体質から脱却と市場活性化を図り、我が国の経済の再生と持続的な成長の実現を図るものである。

(独占禁止法改正(案)の概要及び独占禁止法改正(案)の考え方に対して寄せられた意見について・平成16年8月4日公正取引委員会の別表2「独占禁止法改正(案)の概要及び独占禁止法改正(案)の考え方に対して寄せられた主な意見と公正取引委員会の考え方」)

②課徴金減免制度などの導入

○企業が法令遵守体制を整備し、カルテルを発見しても、当局へ申告するインセンティブがない

○カルテルは秘密裏に行われるため発見される可能性が低く、また、物証を残さないため、解明が困難

↓

・法定要件(違反事業者が公取委の調査開始前に所要の情報提供等)に該当すれば、課徴金を減免する制度(措置減免制度)を導入

↓

○企業の法令遵守意欲が向上

○カルテルの発見・解明が容易化

⇒競争秩序の早期回復

参考 米国・EUは措置減免制度を用いて、国際カルテル事件等について、摘発強化。OECDも各国に導入推奨(他のG7諸国や韓国、豪州等も導入済み)

(競争政策について・平成16年3月11日(木)竹島公取委委員長説明・経済財政諮問会議)

③以上のような制度導入に伴う各種調整

(3-2)課徴金の算定基準(7条の2第1項)

(a)現行算定基準

違反行為実行期間中の違反行為対象商品の売上高×10%(7条の2第1項・4項)

↑

旧法

カルテル実行期間中の違反対象商品の売上高×6%相当額

・刑事罰との整合性 刑事罰制度があるので二重処罰の禁止に反さないかが問題となったが。刑罰と課徴金は目的が異なるので併存は憲法違反ではないと解されている。(道徳的非難を伴う制裁と不当利得徴収のための行政上の措置との区別)。

但し、このために算定基準の設定で最低限度の「明白なカルテルによる利益」に限定した、合理的な範囲を徴収しうることにして、制裁的性格を有さないようにされている。

・一律額になっている理由

本来カルテルは、便乗値上げや価格維持等各種の目的をもって行われるので、不当利得の額が場合によ

って異なるはずであり、一律額では利得の徴収にならないとの疑問が生ずる。

↓

理由 個別的決定では実施費用が過大になる。

行政上の措置という性格を考慮すると、徴収額を明白にし最低限度の水準に止めるべきであること

- ・ 6%の固定率の算定 売上高利益率を根拠に算定

1977年改正以後(1989年まで)の大企業の売上高営業利益率の平均である。

カルテルは、利益の維持を目的とする理論に基づいている

販売業や中小企業については、上記期間の各業種の利益率の平均を基準として算定されている。

改正前の3% 経常利益率(金利支払後の利益率)

(b) 一定率引き上げの理由・根拠

- ①過去の事件における不当利得の水準(過去の事例を分析するとカルテル・入札談合による不当利得の平均値は16.5%程度であるとみられ、約9割の事案において8%以上の不当利得があるとみられる。)
- ②他法令の規定(重加算税や医療保険等の不正受給の加算金等において不当利得の4割増しの金銭を徴収する制度が存在)
- ③違反行為を繰り返す事業者が跡を絶たない状況、
- ④海外の状況
等を総合的に勘案し、決定。

↑

旧法

- ・ 基準—売上高営業利益率の平均をとって基準とする
経常利益率の使用が不適当である理由—自己資本の充実に伴い資金調達コストが低下していること、金融収支が営業外活動の結果により左右されること
- ・ 営業利益率を使用した理由—仕入れ、生産、販売等の企業本来の活動実態を直接に反映する(金融収支を除く)。カルテルの実効としての事業活動に係る利益を直接に反映する指標として適当
- ・ 旧法下で行なわれていた×1/2の削除の理由
カルテル事件の実態からその必要なし

(c) 大企業と中小企業の区分(7条の2第2項)

- ・ 大企業 10%に対して、中小企業 4%(小売業1.2%、卸売業1%)
- ・ 適用対象—7条の2第1項(カルテル的行為)のみ。私的独占行為については不適用
- ・ 区分の基準—1号から6号列挙 資本金・出資額、従業員規模等

↑

旧法

大企業 6%(7条の2第1項) 中小企業 3%(7条の2第2項)

- ・ 中小企業—競争法及び他の経済法の中での体系性を維持するために、中小企業関係法令において使用されている基準を使用(1号及び2号については3号指定の業種を除く)
7条の2第2項1号 卸売業・小売業・サービス業以外の業種
従業員300人以下または資本金(出資額)1億円以下
7条の2第2項2号
卸売業 従業員100人以下または資本金(出資額)3000万円以下
小売業・サービス業 従業員50人以下または資本金(出資額)1000万円以下
7条の2第2項3号
政令で特定の範囲を中小企業とできる

(d) 業種別区分

- ・ 卸売業—2%(中小企業 1%)
- ・ 小売業—3%(中小企業 1.2%)

↑

旧法

- ・ 卸売業—1%(大企業、中小企業共通)
- ・ 小売業—大企業 2%(7条の2第1項)、中小企業 1%(7条の2第2項)

(3-3) 対象行為(7条の2第1項)

- ・ カルテル類型—①3条後段(不当な取引制限)・6条(不当な取引制限を内容とする国際的協定若しくは国際的契約)・8条1項1号・8条1項2号(不当な取引制限該当事項を内容とする場合に限定)違反行為であること。及び、②商品・役務の価格制限又は供給量・購入量・市場占有率・取引の相手方を実質的に制限することにより対価に影響することとなるもの(7条の2第1項、8条の3第1項)。
- ・ 私的独占類型—①支配行為(他の事業者の事業活動を支配することによるもの)に限定。②当該他の事業者が供給する商品・役務の対価制限。供給量・市場占有率・取引の相手方を実質的に制限することにより対価に影響することとなるもの(7条の2第2項)
- ・ 2005年法改正の特徴—課徴金適用対象行為の拡大—購入カルテル、取引の相手方の制限、私的独占。

↑

旧法

- ・ 限定理由 類型的に弊害が大きく不当利得が生じやすいものに限定
 - ・ 商品又は役務の価格カルテル—価格引上、価格維持、入札調整、受注調整、共同ボイコット、取引先制限
 - 注・共同ボイコットについての日米構造協議最終報告書における言及
 - グループ・ボイコットも不当な取引制限として取り扱われ、課徴金の対象となるものが有り得る
 - 不当な取引制限該当で、実質的に供給量を制限することにより価格に影響を及ぼし、実行期間及び対象商品の売上高を特定できる場合に限定
 - ・ 供給量制限カルテル（の内価格に影響のあるもの）
 - 類型的に供給量の制限をもたらすもの—生産制限・販売制限、出荷比率決定
 - 実際に相当の供給量制限が行われたことや実際に対価に影響があったか否かを問わない
 - ただし、シェア割り当てカルテルなどでは算定に問題がある場合あり。
- (3-4) 違反行為の実行期間について
- ・ 当該行為の実行としての事業活動を行った日から実行としての事業活動が無くなる日までの期間
 - ・ 終期から起算して3年まで遡る（7条の2第1項本文括弧書き）
 - 7条の2第6項 違反行為終了後3年経過したものについては課徴金をとれない
 - 3年に限定された理由
 - ・ 売上伝票等の会計書類の法定保存期間が3年で、その経過後は売上高の正確な算定が困難となるため
- (3-5) 売上高の算定
- ・ 政令で定める方法で算定した額
 - (a) 対象商品・役務
 - ・ 違反行為対象商品など全体の売上高（個々の取引や契約へのカルテルの個別の影響等を考慮しない）
 - ・ 実行期間中の対象商品等の取引であっても、カルテル実行組織等を経由しない等、当該協定の実行行為でないことが客観的に明らかなものについては課徴金対象の売上高から除外される。（受注調整等で、談合の対象とならなかった取引等—基本協定があり、個々の談合が上程されている等、実際に談合には上程されなかったもの等）
 - (b) 出荷額
 - ・ 売上高は、技術上の明確さ維持のため出荷額を基準として算定される
 - カルテルにより影響を被るのは理論的には契約額である。
 - ・ 契約額と出荷額に著しい差異がある場合には、実行期間中の契約額を基準とする。例 取引額が取引毎に異なり、契約と引き渡しの期間が長い等の事情
 - (c) 裾切り額 100万円未満（7条の2第1項）←旧法 50万円未満
- (3-6) 命令の対象者 不当な取引制限・国際的協定国際的契約・私的独占の当事者(7条の2)、または事業者団体の構成事業者(8条の3)
- (3-7) 納付の義務化（7条の2第1項・・・命じなければならない）
- ・ 命令権者 公正取引委員会
 - ① 手続 課徴金納付命令手続き。
 - ・ 排除措置に係る審判手続が終了した後でなければ課徴金の納付を命ずることができないとしていた規定の廃止（50条1項）。（旧48条の2第1項削除）
 - 旧法—違反事実の認定を先行、その後課徴金納付命令手続きを開始
 - ・ 排除措置命令手続きと並行して行うこと、併合審理が可能に。
 - 排除措置命令を行いうる期間が違反行為終了後1年から、課徴金納付命令と同様に3年になり可能に。
 - 目的 手続きの効率性確保、被審人の手続き上の負担軽減
 - 理由 [1]旧法の下での問題点—課徴金審判で違反行為存否・範囲の再争訟の発生、事案の最終的解決の長期化、手続きの効率性の損失、[2]課徴金減免制度等の導入による違反行為に係る事実の争いが課徴金審判で発生する可能性。
 - ・ 排除措置と課徴金納付が命令される場合。課徴金納付のみが命令される場合。
 - 例・排除措置を命ずる必要がないので、排除措置命令が行われない場合（違反措置消滅後、排除措置を命ずる必要性が見いだせない場合）
 - 違反行為主体の事業者団体解散により名宛人不在となって排除措置命令ができない場合
 - 両措置は別の行政処分であること。
 - ・ 調査は、同じ審査手続き中で着手後違反行為の調査が先行し、その後課徴金算定のための調査が開始され並行すると考えられる。
 - ・ 納付命令の事前手続き—排除措置命令の事前手続きを準用（事前通知（50条6項、49条5項）、意見申述・証拠提出機会の保障（50条6項、49条3項））
 - 対象商品等の実行期間における売上額等の報告命令→報告内容審査→事業者に対する正確性検査・売上高計算・掛け率を乗じた課徴金額計算→以下排除措置命令と同様な手続き
 - ・ 納付命令書の謄本の送達
 - ・ 納付命令への不服—送達日から60日以内に審判手続き開始請求が可能
 - ・ 審判手続きについては排除措置命令に対するものと同様
 - ↑
 - ・ 旧法

[1]排除措置を命ずる手続・審決が行われる場合―排除措置を命ずる手続終了後、それと別個の手続が進められる。

[2]除措置を命ずる手続・審決が行われない場合―課徴金納付命令手続き・課徴金納付のみが命令される場合もある（違法行為が消滅しており、それに対する排除措置を命ずる審決を行わなかった場合や審決を命ずることのできる時効のみが経過している場合）

[3]納付命令に不服がある場合には審判開始を請求できる（48条の2第5項）→審判手続き

②課徴金納付命令（50条）

- ・文書で行われる。
- ・課徴金額、計算の基礎、違反行為、納付限を記載する。

③課徴金の納付

- ・課徴金納付期限―課徴金納付命令書の謄本を発する日から3月を経過した日（50条3項）。

- ・納付命令に係る審判手続が開始された場合、当該納付命令は効力を失わない。

旧法下―審判手続開始後は当該納付命令が失効（旧49条3項）

通常の行政処分同様に執行力を持つ

理由―[1]行政処分は、不服申立により効力への影響がない。[2]金銭処分であるため、当初の命令の誤りの存在は、事後的返還で相手方への適切な補償が可能。[3]事前の手続き補償の存在（諏訪園36～37頁）

- ・徴収方法などにおける受命者への配慮（諏訪園37頁）

理由―課徴金の制裁的性格強化から徴収の謙抑性要請。審決による事後的取消の可能性の存在。→任意の場合を除き、審判手続きで争われる事案については被審人（受命者）の争う権利への一定の配慮の望ましさ存在

制度―課徴金延滞金賦課制度の創設（国税制度参照）。←強制的徴収を行わない。納付先送り目的での濫訴的審判請求防止の仕組みの必要性

審判中は、納期限経過後も督促が行われない

延滞金率は、審決書謄本送達日までは低率（確定課徴金納付命令の場合には年率14.5%、審判中は年率7.25%以内で政令の定める割合→政令（独禁法施行令19条）では年率4%プラス公定歩合）

審判中の強制徴収がない

- ・延滞遅延金・還付利息制度

- ・課徴金を納期限までに納付しない者がある場合で審決で当該納付命令が維持されたときは、政令規定率の延滞金を付加して徴収可能（70条の9）。

- ・審決で納付命令が取り消された場合、納付された金額で還付すべきものがあるとき、当該金額に政令規定率を乗じて得た金額を加算して還付する（70条の10）。

- ・国庫へ徴収する

(3-8) 課徴金納付額の減額又は加重(7条の2第5項・6項)

- ・私的独占の禁止事案以外の場合の制度(7条の2第1項の課徴金のみが対象とされている。5項・6項)

①加重―過去10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがあるとき→原則の算定率と異なる率を適用し、5割増になる。例えば、原則10%の掛け率が15%の掛け率に。（7条の2第6項）

- ・対象行為―7条の2第1項及び第2項(カルテル行為と私的独占行為)

- ・対象者

7条の2第1項・第2項 課徴金納付命令

7条の2第13項・第16項による通知 減免対象者や罰金の併科により半額控除を受けた者への免除・控除通知

51条2項による審決 課徴金額が罰金額の2分の1を超えない場合(51条1項規定)に課徴金納付命令を取り消す審決を受けた者

事業者団体の禁止行為違反事案で課徴金納付命令を受けた事業者は除かれる。

10年の期間については、改正法施行前の措置も含む。(改正法附則6条)

↑

- ・趣旨―違反行為反復者への加重による再発防止と不当な利得をあげる実態への対応

②減額―当該事業者が調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめたとき（実行期間が2年未満である場合に限る）とき→原則の算定率と異なる率を適用する。2割減になる。例えば、原則10%の掛け率が8%の掛け率に（7条の2第5項）

47条1項 調査のための強制処分として立入調査を行う場合、

102条1項 犯則事件調査のための臨検・捜索・差押えを行う場合

なお、事件全体として行われた日(対象事業者に対して行われた日ではない)

調査・検査がない場合 当該事業者が課徴金納付命令の意見申述・証拠提出機会付与のための事前通知を受けた日

加重要件に該当しないこと

事業者団体の禁止行為違反事案で課徴金納付命令を受けた事業者も含まれる(8条の3)

- ・趣旨―カルテルの長期継続がないように早期離脱等のインセンティブ付与のため

- ・対象行為―7条の2第1項(カルテル行為)のみ。私的独占の場合には適用がない。

(3-9) 課徴金減免制度

- ・ 不当な取引制限に関する課徴金を免除又は減額する制度
- ・ カルテル行為の秘匿性→発見の困難性、立証のための証拠収集の困難性。規制の厳格さや制裁の重さから違反行為を行った企業が隠蔽工作や証拠隠滅工作を行う。
→違反行為者からの協力による違法行為の発見及び解明システムの必要性・重要性
- ・ 減免制度による企業内でのコンプライアンスの強化。企業内での意識の改革。←減免による金銭的実利、株主代表訴訟の圧力。
- ・ 刑事罰のうち三罰規定(過去に発動例がない)発動の可能性の増大とそれによる抑止効果—違反行為を知る機会にありながら、故意による看過・意図的隠蔽の場合

[1]課徴金免除者(順位第一位)

課徴金納付命令対象事業者(私的独占を行った者を除く。不当な取引制限等を行った者に限定。以下同様)が次の要件全てを満たす場合、課徴金が免除される(7条の2第7項)。

- ①公取委の調査開始日前に、公取委規則の規定により、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に当該違反行為に係る事実の報告および資料の提出を行った者。
- ②公取委の調査開始日以後、違反行為をしていない者。

[2]課徴金減額者1(順位第二位と、第三位)

課徴金額から減額を受けることができる事業者(7条の2第8項)

課徴金納付命令対象事業者が次の要件の①及び③全てに該当する時は課徴金額に100分の50を乗じた額

②および③に該当するときは課徴金の額に100分の30を乗じて得た額。

- ①公取委の調査開始日前に、公取委規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち2番目に当該違反行為に係る事実の報告および資料の提出を行った者。
- ②公取委の調査開始日前に、公取委規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち3番目に当該違反行為に係る事実の報告および資料の提出を行った者。
- ③公正取引委員会の調査開始日以後、違反行為をしていない者であること。

[3]課徴金減額者2(追加減額者・調査開始後の減額)

[1]の①、[2]の①もしくは②の違反行為の報告及び資料提出を行った者が3に満たないときは当該違反行為をした事業者のうち、次に掲げる要件全てを満たす者—課徴金額に100分の30を乗じて得た額を、課徴金額から減免(7条の2第9項)。

①公取委の調査開始日以後公取委規則で定める期日(祝休日を除く20日以内に限定)までに、公取委規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為に係る事実の報告および資料の提出(既に公取委により把握されている事実に係るものを除く)を行った者

②[3]の①の報告および資料の提出を行った日以後、違反行為をしていた者以外の者

- ・ 順位3者までであるので、4番目以降になると減免は受けられない。
- ・ 順位にかかわらず減額は30%まで

[4]減免の例外

・ [1]の①、[2]の①もしくは②または[3]の①による報告および資料の提出を行った事業者に対し、課徴金納付命令等をするまでの間に、次に掲げる要件のいずれかに該当する事実があると公取委が認める場合

上記[1]から[3]までに該当しても、課徴金減免は行われぬ(7条の2第12項)。

- ①当該事業者が行った当該報告または提出した当該資料に虚偽の内容が含まれていたこと。
 - ②当該事業者が求められた報告もしくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告もしくは資料の提出をしたこと。
 - ③当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、または他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと。
- ・ 強要・妨害とは—他の事業者にカルテルへの参加の圧力をかけること、離脱しないよう圧力をかけること。
 - ・ 具体例・参加しない場合には当該事業者の契約妨害を行うなど何らかの不利益をもたらすこと。カルテル内部での調整役を務めること、カルテルへの賛成の意思表示をしたことはこれには当たらない。

[5]公取委への報告・資料提出の手順

①公取委の受付専用ファクシミリ(03-3581-5599)への送信—違反行為の対象商品等、違反行為の態様、違反行為の開始期間(終了期間)を記載した報告書(様式第1号)による。その他の方法では認められない。

ファクシミリに限定された理由—地方所在事業者との機会の平等確保、同着の排除

②公取委による報告者への通知—受信順により認定した仮順位、違反行為を行った他の事業者名・役職員名等を含む詳細情報についての報告書(様式第2号)、資料の提出期限(通常は2週間程度)を当該報告者へ通知。

③公取委への報告書と資料の提出(提出期限までに)—報告・資料内容は自社に関する事項が中心。違反行為によって知り得た他社に関する情報提供が求められる場合もある。他社に属する資料までは要求されない。合併により会社の存続に変更がある場合、減免適用対象会社が合併により消滅した場合には課徴金納付義務は新会社が承継するものの、減免適用の承継は消滅会社が行った違反行為に関する部分のみであって、合併後の新会社全体には及ばない(独禁法施行令11条)。

外国で訴追のおそれがある、文書提出命令など他国のディスカバリ制度対象となる危険回避のために口頭による報告・陳述も可能。

④順位の確定—提出期限までの報告書・資料提出による本順位の確定。提出期限不遵守者がいた場合には順位繰り上がり。ただし、順位確定後虚偽報告等の事由で失格者がでて繰り上がりはない。

・ 公取委の通知義務(7条の2第10項)—報告書・資料提出を受けた場合に当該事業者に速やかに文書をもって

通知する義務

- ・公取委の追加報告・資料提出請求権(7条の2第11項)－期間は課徴金納付命令(1項の命令)又は免除の通知(13項の通知)までの間に行いうる。
- ・報告書提出者の守秘義務(課徴金減免規則8条)－正当な理由なく減免について第三者に明示することを禁じられる。

趣旨－申告の存在を他の事業者が知った場合に証拠隠滅行為などが行われ審査活動に支障を来すと考えられたため。

→減免の要件として違反行為を行っていない者であるという要件やカルテルからの離脱の扱いとの関係－調査開始日前に当該事業者内部で違反行為からの離脱を意思決定していればよい。他の事業者への離脱の明示は要件ではない。

- ・全額免除者への通知(7条の2第13項)－他の事業者向け納付命令時に免除通知が行われる。
- ・事業者団体の違反行為にかかる構成事業者からの申告の場合の報告・資料内容について－違反行為者が団体であるので、行為者が団体の違反行為意思決定にどれだけ関与していたかにより提出可能な報告・資料に限界がある。→制度運用における配慮が必要？

[6]減免制度と刑事告発の連動

- ・「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」(2005年10月7日公表)(「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」(2000年)の改定)
- ・公取委による告発対象からの除外
- ・対象者

①調査開始日前の報告順位第一位の事業者(独禁法7条の2第7項規定による報告及び資料提出を行った事業者)

ただし、当該報告又は資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと及び他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、又は他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと(第12項各号)のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。))

②当該事業者の役員、従業員等であって当該独禁法違反行為者のうち、当該事業者の行った公取委への報告及び資料の提出並びに引き続いて行われた公取委調査への対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるもの

- ・刑訴238条2項との関係－告訴・告発不可分原則との関係→検察による十分な考慮

[7]減免制度の時間的適用範囲

- ・減免制度は、施行(2006年1月4日)以前の行為についても適用可能。

[8]減免制度の適用例

- ・課徴金減免制度の適用を受けた事業者のうち、適用を受けたことを公正取引委員会が公表することを申し出た事業者。

- ・以下の内容での記述 事業者の名称 所在地 代表者名 免除の事実又は減額の率

①平成18年9月8日 旧首都高速道路公団が発注するトンネル換気設備工事の入札参加業者に対する課徴金納付命令関係

- ・石川島播磨重工業株式会社 東京都江東区豊洲三丁目1番1号 代表取締役伊藤 源嗣 30%
 - ・川崎重工業株式会社 神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 代表取締役大橋 忠晴 30%
 - ・三菱重工業株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号 代表取締役佃 和夫 免除
- 事業者の名称等は、課徴金納付命令等を行った平成18年9月8日現在のもの。

②平成19年3月8日 農林水産省各農政局が発注する特定水門設備工事の入札参加業者に対する課徴金納付命令関係

- ・石川島播磨重工業株式会社 東京都江東区豊洲三丁目1番1号 代表取締役伊藤 源嗣 30%
 - ・川崎重工業株式会社 神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 代表取締役大橋 忠晴 30%
 - ・株式会社栗本鐵工所 大阪市西区北堀江一丁目12番19号 代表取締役横内 誠三 30%
- (注)事業者の名称等は、課徴金納付命令等を行った平成19年3月8日現在のもの

③平成19年3月8日 独立行政法人水資源機構が発注する特定ダム用水門設備工事の入札参加業者に対する課徴金納付命令関係

- ・JFEエンジニアリング株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 代表取締役齊藤 脩 30%
- ・日立造船株式会社 大阪市住之江区南港北一丁目7番89号 代表取締役古川 実 30%
- ・三菱重工業株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号 代表取締役佃 和夫 免除

④平成19年3月8日 国土交通省各地方整備局が発注する特定河川用水門設備工事の入札参加業者に対する課徴金納付命令関係

- ・JFEエンジニアリング株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 代表取締役齊藤 脩 30%
- ・日立造船株式会社 大阪市住之江区南港北一丁目7番89号 代表取締役古川 実 30%
- ・三菱重工業株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号 代表取締役佃 和夫 免除

⑤平成19年3月8日 国土交通省各地方整備局が発注する特定ダム用水門設備工事の入札参加業者に対する課徴金納付命令関係

- ・JFEエンジニアリング株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 代表取締役齊藤 脩 30%

- ・日立造船株式会社 大阪市住之江区南港北一丁目7番89号 代表取締役古川 実 30%
 - ・三菱重工業株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号 代表取締役佃 和夫 免除
 - ⑥平成19年3月20日 名古屋市営地下鉄に係る土木工事の入札談合事件に係る告発関係
 - ・株式会社間組 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号 代表取締役新名 順一
 - (注) 本件については、平成19年3月20日現在、課徴金納付命令を行っていない。
 - ⑦平成19年5月11日 近畿地区における天然ガスエコ・ステーション建設工事の入札参加業者に対する課徴金納付命令関係
 - ・株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス 神戸市灘区岩屋北町四丁目5番22号 代表取締役 小塚和泉 免除
 - ・住友金属工業株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 代表取締役 友野宏 50%
 - (注) 事業者の名称等は、課徴金納付命令等を行った平成19年5月11日現在のもの。
 - ⑧平成19年5月24日 内装工食用けい酸カルシウム板の製造販売業者に対する課徴金納付命令関係
 - ・株式会社エーアンドエーマテリアル 横浜市鶴見区鶴見中央二丁目5番5号 代表取締役山下茂幸 30%
 - ・ニチアス株式会社 東京都港区芝大門一丁目1番26号 代表取締役川島吉一 30%
 - (注) 事業者の名称等は、課徴金納付命令等を行った平成19年5月24日現在のもの。
- (3-10) 課徴金と罰金刑が併科される場合の措置
- ・同一の事業者に対し課徴金と罰金刑が併科される場合、課徴金額から罰金額の50%相当額を控除する措置を新設(7条の2第14項・15項、51条)。
 - ・対象行為-7条の2第1項及び2項で1項を準用する場合(カルテル的行為及び私的独占)。
 - ・課徴金と刑罰の前後関係がある場合。
 - 課徴金納付命令先行の場合(51条1項)-審決により控除。
 - 刑罰確定時に審判進行中の場合(51条3項)-審決において控除。
 - 刑罰先行の場合(7条の2第14項)-課徴金納付命令で控除
 - ・50%・2分の1は政策的に計算の簡素化等から規定された。
 - ・私的独占により課徴金を課された事業者も含まれる(14項括弧書き)。
- (4) 官製談合防止法
- ・入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
 - ・対象となる発注機関(2条1項から3項)
 - ・国、地方公共団体、これらが資本金の2文の1以上を出資している法人
 - ・国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社(政令で定めるものを除く)
- (4-1) 入札談合等関与行為(2条5項)
- ・入札談合等の定義(2条4項)-競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し参加事業者が独禁法3条または8条1項1号に違反する行為
 - ・入札談合等関与行為-国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員(「職員」)が入札談合等に関与する行為で、次の各号のいずれかに該当する行為。
 - ①談合の明示的指示(事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。)(1号)
 - ②受注者に関する意向表明(契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。)(2号)
 - ③発注に係る秘密情報の漏洩(入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。)(3号)
 - ④特定の談合の幫助(特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫ほう助すること。)(4号)
- (4-2) 行政上の措置
- ①入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置(3条)-入札談合等関与行為があった場合の公取委から各省各庁の長等に対する必要な措置の要求、当該要求を受けた各省各庁の長等による調査の実施・必要な措置の検討、調査結果等の公表等。
 - ①-1. 発注機関が講ずる改善措置(3条)
 - ・公取委が、受注者である民間事業者側の入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるとき、発注機関に対し、関与行為の排除のために必要な改善措置を要求することができる。
 - ・改善措置要求を受けた発注機関の対応義務-当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければならない。
 - ・調査結果及び措置内容の取り扱い-発注機関の調査結果及び措置内容は公取委への通知義務がある。公取委は、自らの調査結果と発注機関の調査結果に重大な齟齬がある場合など、特に必要がある場合には意見を述べることができる。
 - ・調査及び改善措置の性格-発注機関の自主的措置。ただし、公取への通知義務や意見申述の対象となる。
 - ②当該行為を行った職員に対する賠償請求(4条)・懲戒事由の調査(5条)-各省各庁の長等による当該行為

を行った職員に対する損害賠償請求・懲戒事由の調査。

②-1. 損害賠償(4条)

- ・発注機関は、入札談合等関与行為を行った職員に対して、賠償責任の有無等を調査の上、故意・重過失がある場合には、速やかに損害の賠償を求めなければならない義務づけ。
- ・趣旨－直接的には予算執行の適正化の観点から賠償請求権の適正な行使を発注機関に義務付け、入札談合等関与行為を行った職員に対し発注機関が厳正な姿勢で臨むことを求める。
発注担当職員に安易に入札談合等関与行為を行わせないという抑止効果も期待。
- ・発注機関の行った賠償責任の有無等の調査の結果の公表義務規定(平成18年改正)－趣旨は、発注機関が、より適正な対応を行うことを狙いとする。
- ・損害賠償を行う場合の根拠規定－本法の損害賠償規定自体は、発注機関が職員に対して行う賠償請求の根拠にはならない。賠償請求権自体は、現行法令(予算執行職員等の責任に関する法律〔予責法〕、地方自治法、民法)に基づき発生する。

②-2. 懲戒(5条)

- ・発注機関が、当該職員の行為が懲戒事由に該当するかどうか調査しなければならない義務。
- ・調査結果の公表義務(平成18年改正)
- ・趣旨－入札談合等関与行為を行った職員の処分について発注機関が厳正な姿勢で臨むことを求める趣旨。
発注担当職員に安易に入札談合等関与行為を行わせないという抑止効果も狙い。
- ・発注機関に対する義務づけの範囲－調査及び調査結果の公表まで。処分を行うか否かは発注機関の任命権者等の裁量に委ねる。
- ・発注機関に懲戒事由に関する調査結果の公表を義務づけることで、職員処分について、厳正な姿勢で臨むことを求めている。

③関係行政機関の協力規定等(7条、9条及び10条)－入札談合等関与行為の防止に向けた関係行政機関相互の連携・協力、本法運用上の地方公共団体等の自主的な努力への配慮等。

(4-3) 罰則

- ・入札等の公正を害した職員に対する処罰(8条)－入札等の公正を害すべき行為を行った職員に対する刑罰。
- ・発注機関職員が、発注機関が入札により行う契約の締結に関し、その職務に反し、談合を唆すこと、予定価格その他の入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札の公正を害すべき行為を行ったとき－5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する(平成18年改正新設)
- ・趣旨－官製談合の防止・排除の徹底を図るため、入札等の公正を害すべき行為を行った公務員等の職務違背性・非違性に着目し、刑罰で処罰する規定を新設した。
- ・適用の必要条件－問題となる公務員等に、当該入札等に関する職務権限があり、かつ、その職務に違背していること。
- ・独禁法違反を前提としておらず、公取委の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、司法当局が独自に探知して捜査が開始される場合もありうる。

(4-4) 指定職員による調査(6条)

- ・発注機関が3条から5条に基づく調査を行う際に、適正性確保のため調査を実施する職員を指定することが義務づけられる(6条)。
- ・指定の条件
 - ①内部調査を行う各省各庁の長や任命権者が、調査を実施する職員を指定すること(1項)
 - ②指定職員には、当該調査を適正に実施するに足る能力、経験等を有する職員を指定すること(1項)
 - ③指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならないこと(2項)
 - ④各省各庁の職員は、当該調査に協力しなければならないこと(3項)
- ・趣旨－発注機関で実効ある調査を行う体制の整備を狙いとする。

[3] 民事的規律

(1) 概説

民事的規律－損害賠償制度(独禁法25条、民法709条等)、私法上の効力の否定、国家に対する損害賠償制度等、差止訴訟、(審決請求権・独禁法45条)

(1-1) 損害賠償制度

違反行為者に対する損害賠償訴訟の根拠条文→独禁法25条、民法709条、会社法847条(責任追及の訴え、旧商法下での株主代表訴訟・野村証券取締役損失補填責任追及事件・東京高判平成7年9月26日判時1549号11頁)、地方自治法242条の2(住民訴訟による損害賠償請求事件・埼玉土曜会談合事件等)、民法703条(不当利得返還請求・社会保険庁入札談合事件(東京地裁平成12年3月31日判決))

独禁法25条訴訟制度の特徴

- ・無過失損害賠償責任
- ・対象となる独禁法違反行為－3条(私的独占、不当な取引制限)、6条、19条(不公正な取引方法)、8条1項の各違反行為
- ・25条訴訟利用の前提条件－審決前置主義(26条1項)

正式・同意・勧告審決及び排除措置を命ずる審決のない場合は課徴金納付を命ずる審決

- ・ 25条訴訟における損害額に関する求意見制度（84条）
- ・ 消滅時効→審決確定日から3年間（26条2項）
- ・ 第一審管轄裁判所→東京高等裁判所（85条2号）

本制度（あるいは独禁法違反にかかる損害賠償制度一般）の目的

- ・ 対象違反行為を行う事業者の責任を重くして違反行為に対する抑止効果を向上させる（抑止効果）。
- ・ 違反行為によって被害を被った被害者を救済する（当事者救済、違反によって生じた不公正さの是正）。

制度の現状

- ・ 現時点では独禁法にかかわる損害賠償訴訟は行いにくい状況にある。提訴しても被害者側が最終消費者（間接購買者）である場合には、勝訴する見込みが殆どない。

例：石油カルテル事件にかかわる消費者による損害賠償訴訟

カルテルにより被害を被った被害者側が損害額を訴訟で証明しなければならない（損害額の立証）。

〃

被った被害は独禁法違反行為（カルテル）によって生じたものであることを証明しなければならない（因果関係の立証）。

石油カルテル損害賠償事件・東京灯油事件・最判昭62・7・2（民集41・5・785）

石油カルテル損害賠償事件・鶴岡灯油事件・最判平元12・8（民集43・11・1259）

- ・ 被害者が直接的な購入者（通常は違反行為を行っている事業者の同業者または違反行為者と直接的な取引関係にある事業者）である場合には勝訴の見込みもあるが日本ではあまり例がない。

(1-2)違反行為の私法上の効力

(1-3)国家に対する損害賠償訴訟等

- ・ 公取委の活動の違法性に基づく国家賠償（公取委の活動是正を促すという形で私人が提訴を起こすことによる私人参加型の法執行）
- ・ 公取以外の他の行政機関活動の違法性（独禁法違反）認定による独禁法的価値の実現

(1-4)差止請求

(1-5)私人の審決請求権（独禁法45条。公取委に対する事件調査開始端緒の提供又は促進。適当な措置を執る法的な具体的請求権を付与する物ではない・エビス食品企業組合不作為違法確認等請求事件・最判昭47年11月16日民集26巻9号1573頁）

(2) 損害賠償制度

(2-1) 独禁法25条訴訟と民法上の制度（民法709条）

(2-1-1) 損害賠償のための不法行為法といわれる法制度による処理—要件及び立証責任—

(a) 民法709条 損害賠償請求権の前提となる（発生）要件（条件） ①加害者側の故意又は過失の存在、②加害者による他人の権利の違法な侵害・違法性、③損害の存在、権利侵害行為と損害の因果関係の存在、④加害者の責任能力（民法712・713条）。以上の他に損害賠償制度においては、⑤賠償額の算定問題もある。

①故意・過失

- ・ 故意—他人の権利を侵害しようとする意思
- ・ 過失—行為者が社会的に要求される程度の注意を欠くこと
- (i) 過失責任主義—加害者側の故意過失を欠く場合には加害者は責任を負わない
 - ・ 他人の故意過失により生じた損害や故意過失を欠く場合に生じた損害
 - ・ 故意過失の立証責任→被害者側に存在（挙証責任、立証責任）

(ii) 無過失責任主義の登場とその対象領域の拡大

- ・ 社会状況から考えて過失責任主義では妥当はない問題の発生とその要因
- ・ 挙証責任の転換、使用者責任、報償責任、危険責任

②権利侵害・違法性（法の文言上は権利侵害となっているが現在は違法性があればよい）

- ・ 権利＝個人の利益として社会的に保護に値する価値
- ・ 社会生活の発展等に伴う多様な社会的利益の登場によって不法行為上保護に値する価値として、権利から社会的に保護に値する生活利益への拡大＝権利侵害から違法性へ

③因果関係

- ・ 不法行為による損害賠償制度＝特定の者（加害者）の行為により生じた損害を加害者に填補させる制度
- ・ 当てはまらない場合—違法行為があっても損害がない場合、損害が他の原因によって発生している場合
- ・ 特定行為による特定損害の発生関係の存在＝因果関係の存在
 - どれだけの事実が存在すれば因果関係があったと認定できるのか。

④責任能力 自分の行為の結果を弁識できる知能。責任の面から意思能力をみたもの。法律規定上一律に責任能力を認める年齢等が規定されていないから個別具体的に責任能力の有無を決めなければならない。

⑤損害賠償責任の肯定と賠償（損害の種類と損害額の計算）

- ・ 損害の金銭による換算→損害とは何か。換算方法。

実際の損害額よりも賠償額に高低の差がある場合→被害者側に不当な利得発生の不公平。損害賠償制度の目的を達成できない。過失相殺。損益相殺。

・損害 財産的損害（積極的損害と消極的損害）と非財産的損害

(b) 立証責任問題—以上の諸要件を巡ってどのように裁判は進行するのか。以上の要件を裁判において誰が（加害者or被害者）、どのようにして立証するのか（あるいは、立証のための負担・義務・責任を負うのか）

(2-1-2) 独禁法 25 条による損害賠償制度の制度的特徴（一般的不法行為制度と対比して）

(i) 独禁法 25 条訴訟の意義→①対象行為に関連する事業者の責任を重くし違反行為に対する抑止的効果を高くする。②対象行為により被害を被った者の救済をより容易にする。

(ii) 無過失損害賠償責任（後述）

(iii) 対象となる違反行為

・旧独禁法 25 条→私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法

・対象となっている違反行為以外の行為により損害を被った被害者の救済— 25 条訴訟は使用できない→審決の有無にかかわらず一般的な法規定による損害賠償請求が可能（民法の不法行為規定。民法 709 条以下）（エビス食品企業組合事件・最判昭和 47・11・16、石油カルテル損害賠償請求事件〔鶴岡灯油事件〕・最判平成元・12・8）。

例・カルテルの存在が審決で認められた場合もそれが事業者団体の違反行為である場合 25 条訴訟を使用できず民法 709 条によるしかなかった。

・2000 年法改正により事業者団体の活動規制（8 条）と国際的契約の規制（6 条）に拡大。

(iv) 審決前置主義の目的・機能— 25 条訴訟が頻発（濫訴、特に根拠のない訴訟を念頭においている）することによって事業者の過度の負担にならないようにする。裁判所の訴訟負担を軽減する。無意味な訴訟による社会的ロスを防止する。→別の面（訴訟促進的・被害者（原告）の負担軽減的側面）は？→後述

(v) その他の点での民法 709 条と独禁法 25 条の相違

・第一審裁判所の相違—25 条訴訟における東京高裁の専属管轄権（専門的な裁判所による合理的効率的な審理・裁判の確保）。利用者にとっての不便な点。それではこの制度の意義は？→後述。

・消滅時効（独禁法 26 条 2 項と民法 724 条）

・損害賠償請求の要件の差異

(vi) 損害賠償請求者の種類

・カルテル等により直接的な被害を被った取引の相手方や競争者、間接的な取引相手方である一般消費者等を含む（石油価格カルテル損害賠償請求事件〔東京灯油事件〕・最判昭和 62・7・2、松下電器再販損害賠償請求事件・東高判昭和 52・9・19）

(2-2) 独禁法 25 条訴訟制度の問題点

問題意識

・被害者側に損害が発生していると思われるのに様々な制度や考え方の制約からそれが補償されないという状況が発生しているのではないか？

・補償されない状況が、個別事件毎の当事者の取扱い上不公平をもたらしているのではないか？

・上記状況が違反行為の抑止力という点で望ましくない状況をもたらしているのではないか？

・被害者といっても、違反行為者の直接的な取引相手、競争者、間接的な取引相手の場合で、補償されない状況や、補償を獲得するために払わなければならない努力や越えねばならない敷居に違いがあるのではないか？

(2-2-1) 無過失損害賠償責任

(a) 損害賠償法の一般原則（特に過失責任主義）の限界

被害者に被害が発生した場合の損害賠償義務の有無を決めるための要件（民法 709 条）→前述

① 過失責任主義（民法 709 条）— 事故等が起こり被害者に損害が発生した場合に、加害者は自らの故意又は過失によってかかる損害が生じた場合にのみ被害者に対して損害賠償を行う義務を負う。さらに、被害者が加害者に対して損害賠償を求める場合には加害者の故意又は過失の存在を被害者側が立証しなければならない（立証責任）。

② 資本主義社会における過失責任主義原則の意義→自らが万全の注意を払って活動していれば他人に損害を与えたとしても損害賠償義務を負わされることはなく安心して活動を行える。このことは資本主義社会における経済活動の計算・予測可能性を保障するものであり、そこでの活動を盛んにするために有利な政策的制度設計であった。

③ 過失責任主義の限界→資本主義の高度化、巨大企業の成立、技術の複雑化・高度化等は、この状況下において被害をもたらす事故・事件が生じた場合に、過失責任主義のみを採用すると、被害者の被害を増大させ、経済的・社会的強者の弱者に対する優位性を助長するのみになるおそれがある。

つまり、一般消費者が高度な技術的商品の事故により被害を受けた被害者である場合にその商品の欠陥を証明して加害者であると思われる巨大製造会社側の故意や過失の存在を立証できるであろうか。一般消費者には商品に関する技術的知識や会社側の情報を手にいれる手段等をもたない。

(b) 無過失責任 上記③のような限界を鑑みて法的には次のような考え方が成り立つ。

① 報償責任の考え方—労働者を使用している使用者側が労働者の業務行為について他人に被害を与えた場合に

は使用者に過失がなくても損害賠償義務を負うこと。

- ②危険責任の考え方—他人に損害を与える危険なものの保有を許されそれから収益を得ることを認められている者は、その特権に対応する犠牲をも払うべきであるという考えに基づき、当該収益行為から生じた損害には過失なくとも賠償を行うことが公平であるという考え方。

具体例 製造物責任法、労働者の災害補償、鉱害賠償、原子力損害賠償、大気汚染責任、水質汚濁責任等

- ③無過失責任主義—以上のような考え方を根拠にして損害の発生に関して故意・過失がなくともそれに対する損害賠償責任をおうことを認める制度。過失責任主義原則の例外。
- ④無過失責任主義の効果→被害者側の立証上の負担の軽減・負担の公平化。
- ⑤独禁法違反に対する損害賠償における無過失責任規定の意義→あまり大きくない。というのも独禁法違反行為は事業者が意図的に行っている行為であり、それに関して違法となる行為を行ったことは故意又は過失の存在が明白だからである。

(2-2-2) 違反行為の存在の事実認定

- (a) 問題→事実認定問題といわれるのは次のようなことである。

・被害者が損害賠償を得るためには、違反（違法）行為があったといわなければならない。つまり、通常の裁判では被害者（原告）側が加害者（被告）側の違法行為の存在を証拠で証明しなければならない。ところで、25条訴訟では審決前置主義がとられており、第一審が東京高裁となっている（通常第一審は地方裁判所であり、事実認定はまず地方裁判所で行われる。25条訴訟の場合には公取委の事実認定が第一審裁判所の認定の役割を果たすのではないかと考えられる）ので、公取委の行った審決の事実認定をもって違反行為があったという証明に代えることができるのではないかと考えられる。このことをもって審決の事実認定が裁判所を拘束するといひ、もし拘束されるとすれば当該裁判所は審決の認定した事実以外の事実を認定できない。逆に拘束力がないとすれば、原告側は自らが証拠を見つけて違法行為の存在を立証しなければならなくなる。被害者（原告）側の負担等を考えるとどちらが望ましいのか。

- (b) 審決前置主義の採用と事実認定問題との関連の有無

審決前置主義と事実認定問題を関連づける場合・審決の事実認定に法的拘束力を与える場合の根拠

・審決の事実認定に裁判所を拘束する力を与え、公取の審判・審決が第一審的機能を果たすようにするために、審決前置制度がとられているという解釈の可能性。

・公取委の独禁法運用の特別権限（準司法的権限、審決による排除措置命令制度）

審決前置主義を事実認定問題と関連づけるには不利な事項

・ただし、審決取消訴訟（審決に不服のあるものは他の行政処分の場合とは異なり地裁等の第一審裁判所を経ずに東京高裁に訴える制度）においては実質的証拠法則が採用（独禁法80条）されているにもかかわらず、25条訴訟にはそのような制度がない。→実質的証拠法則の類推適用可能or規定無いので不適用。

・独禁法80条→審決取消訴訟において公取委の認定事実に実質的証拠がある場合にはその認定が裁判所を拘束する（1項）。

- (c) 判例の立場

・全体としては先のような審決前置主義の意義・機能を極めて低くしか評価しない内容となっている。

- ①審決の法的拘束力について（法的拘束力があるという場合には、公取委審決で認定された事実以外の事実を裁判所は認定できない。例えば、法的拘束力があるという場合には、加害者（被告）側は審決で認定されたような事実がないという反証はできない、しても公取審決認定事実を覆せない。）

・最高裁判所→26条は80条1項のような規定を欠くので審判審決が認定した事実であっても裁判所を拘束するものとはいえないから、違反行為の認定を要件としない勧告審決が違反行為について裁判所を拘束するとはとうていえない（石油六社審決取消請求事件判決・最高裁昭和53・4・4）

- ②審決の事実上の推定力について（法的拘束力がなくても、別の意味・効力がないか）

・違反行為の存在について審決の事実上の推定力の有無→審決の事実認定は裁判所の事実認定判断を拘束しないもの（上記①でいう法的拘束力はない）、審決による違法行為の認定は違法行為の存在を推定する力を持ち、最初に被害者（原告）側が違法行為の存在を証明する必要はなく、逆にまず違法行為を行ったとされる加害者・企業（被告）側が違法行為がなかったことを証明しなければならない。これによって被害者（原告）側の立証責任の軽減をはかれる。

・判例の立場

→事実上の推定力の存在の肯定—勧告審決の存在が違反行為の存在を推認する一つの資料となりうるがそれ以上に違反行為の存在について裁判所を拘束するものとは解せない（最高裁東京灯油事件判決）。

・事実上の推定力の程度→事実上の推定力はあるが、勧告審決の有する事実上の推定の程度は審判審決や同意審決に比して相対的に低く、勧告の応諾が違反行為の存否とかかわりなく行われたことが窺われるときは勧告審決が存在するという事実だけに基づき違反行為の存在を推認することは許されない（最高裁鶴岡灯油事件判決）。→勧告審決の場合は事実上の推定力もないに等しい判断となっている。

・上記の鶴岡灯油訴訟最高裁判決のような結論は審決の種類毎に次のように各審決の性質を区別することから導かれている。審判審決＝公取委の証拠による違反行為の存在の認定、同意審決＝被審人による違反行為の存在の自認、勧告審決＝違反行為の排除措置をとることの応諾

- (d) 考え方

①勧告審決・同意審決について→事件早期解決のための略式手続きであるので、審決書記載事実に損害賠償

訴訟における裁判所に対する拘束力を認めることが裁判を受ける権利（憲法32条）と抵触する可能性が存在する。ただし、事実上の推定力を認めるべきではないか。

- ② 審判審決について→取消訴訟と損害賠償訴訟は同じ東京高裁の特別部の管轄に属すること、取消訴訟では審決の拘束力が認められていること等から審判審決についてはその認定事実拘束力をもたせるべきである。
- ③ いずれにせよ判例のように訴訟に前置された審決が裁判所判断に全く影響を及ぼさないとすると損害賠償訴訟についての審決前置制度は無意味になる。

(2-2-3) 因果関係及び損害額

(a) 因果関係と損害額に関する一般的問題

- ① 因果関係→被害者に損害が発生している場合でも加害者が賠償責任を負うのは加害者の加害行為（違法行為）によって発生した場合のみである。このような関係を因果関係という。
- ② 損害額→損害が発生しているもそれを金銭的に計算するといくらになるのか。あるいは損害といってもどのような種類のものを含むのか（例えば、物品の毀損や身体の傷害のほか、逸失利益や精神的苦痛等を含むのか、含むとすればどのように計算するのかというような問題がある）。
- ③ 立証責任の問題→訴訟では誰がこの因果関係の存在や損害額を立証しなければならないのか。
訴訟には当事者として原告、被告、裁判官という三当事者が登場する。それぞれが裁判で行うこと、その役割は何なのか問題となる。金銭等の支払を求めるには求める側が主張の責任を負うのが通常である。

(b) 独禁法規定における因果関係と損害額の立証に関連する制度

① 法制度

- ・ 損害額の求意見制度→独禁法84条「裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、同条に規定する違反行為によって生じた損害の額について意見を求めねばならない」
- ・ 求意見制度の趣旨→25条訴訟における被害者（原告）側の立証責任の負担軽減措置
- ・ 制度の前提→違反行為が確定されていて争われないことを前提にした制度

- ② 判例→裁判所が損害の存否、額を判断するに当たっての参考資料にすぎず、裁判所の判断を何等拘束するものではない（東京灯油事件判決・最判昭和62・7・2）。→84条規定の無機能化（東京灯油事件東京高裁判決）

(c) 損害の存在

独禁法上保護されるべき損害と通常の事業活動で生じた損害

(d) 損害額についての考え方

独禁法違反行為によって発生した損害とはどのように算出可能か？

- ① 前後理論—価格引き上げ協定の場合に、違法行為実行前価格と違法行為期間中の価格とを比較し、差額を基に損害額を算定する。違法行為が相当長期間の場合あるいは違法行為以前にも同様な違法行為が存在していた疑いがある場合には、違法行為期間中の価格と違法行為後の価格の比較もありうる。
- ② 物差理論—価格引き上げ協定の場合に、価格引き上げの行われなかった地域の価格を基に、価格引き上げが行われていた地域の協定のない場合のそう低価格を推定し、推定された価格と協定期間中の価格との差額から損害額を推定する。取引拒絶の場合、拒絶を受けていないものの利益を基に、拒絶を受けたものの拒絶のない場合の利益を推定し損害額を算定する。
- ③ 市場占拠率理論—取引拒絶による新規参入妨害の場合に、被拒絶者が違法行為により参入を妨害された市場で違反行為がなかった場合に得られたであろう市場占拠率を、被拒絶者が違反行為を受けていない他の類似市場で得ている市場占拠率を基に推定し、それを売上高に換算して違反行為のない場合の利益を推定して損害額を算定する。

→以上のようないずれかの算定方法を採用した上で、後述の因果関係が認定された場合に裁判官が合理的と思慮される方法を採用して賠償額を確定する方法が可能（裁判官の創造的機能の重視）

(e) 因果関係の立証（特に最終消費者＝間接的購入者の場合を中心に）

① 判例：最終消費者が立証しなければならない事実についての判示（最高裁鶴岡灯油事件判決）

- ・ 価格協定に基づく元売り価格引き上げの卸売価格への転嫁を経た最終消費段階における現実の小売価格の上昇という関係の存在の立証
- ・ 価格協定がない場合に現実の小売価格よりも安い小売価格が形成されていたことの立証
- ・ 損害額を算定する際に想定購入価格を直前価格とすると、直前価格の時点と価格協定時に価格協定以外に小売価格に影響を及ぼす著しい経済変動要因がある場合には直前価格を使用できないので、そのような変動要因がないことの立証

→最終消費者に事実上立証不可能な責任を課しているといつてよい。

② 考え方

- ・ 最終消費者が違反行為によって引き上げられた価格で商品を購入したことを立証することで責任をたしたとする。その場合に、違反行為者側が最終消費者側の購入を違法行為の影響を受けないものであったことを立証しない限り因果関係を認めるという考え方。
- ・ 25条の改正により損害額や因果関係の推定規定を設ける考え方（鶴岡灯油事件最高裁判決の補足意見）

(f) 民訴法における対処

- ・民訴法248条（損害額認定に関する規定）—損害の発生が認定されている場合に、損害の性質上損害額の立証がきわめて困難な状況で、裁判所が口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき相当な損害額を認定可能（平成8年改正での新設規定・平成10年1月1日施行）
- ・新設の背景—慰謝料・幼児の逸失利益等が判例上認められていること。石油カルテル損害賠償訴訟における立証問題。
- ・適用範囲
 - 性質上額の立証等が困難な損害—慰謝料、幼児の逸失利益。他は？
 - 極めて困難—多数の確定困難な条件に損害額が左右される場合（石油カルテル事件）、他にどのようなものがあるか？ 損害額の立証コストが損害額を超える場合等にも適用可能か。
- ・損害発生に関しては通常の証明が必要。
- ・相当な損害額の範囲・算定方法
- ・機能→①被害者・原告側の立証責任の軽減。②損害額が金銭評価であって事実認定とは区別されるものなので、証明責任や証明度の問題は発生しないので、裁判所で創造的に合理的損害額算定が可能であること。
- ・懸念—安易にこの規定が適用される結果、当事者による主張・立証を制限し、損害額を裁判所が低く見積もる運用が行われる恐れ。

(2-2-4)以上は独禁法25条の問題であるが、同じ問題は民法709条訴訟や他の形態の訴訟でも当てはまる共通問題である。

(2-3) 実例と最近の動向

(2-3-1) 判例の傾向

①エビス食品企業組合事件（最判昭和47・11・16）

②松下電器再販損害賠償請求事件（東高判昭和52・9・19）—事実：松下電器による「ナショナル製品」の販売価格維持をはかって代理店及び代理店の取引先業者との取引において価格を拘束したことが独禁法違反行為であるとされた。右違反行為中に松下電器系列小売店から松下電器製造のカラーテレビを購入した一般消費者八名は、系列小売店が価格拘束の対象であった卸売業者を仕入れ先としていたので、小売店の販売価格を独禁法違反行為の影響を受けた不当に高い価格であり、違反行為のない場合には適正価格を越えることがなかったであろうとして、適正価格と現実の購入価格との差額の賠償を独禁法25条に基づき請求した。東京高裁は消費者側敗訴の判決を下した。

判決のポイント：一般消費者の提訴適格について—25条訴訟を提起しうる者（原告適格を有する者）には違反行為による直接的被害者のみならず、間接的被害者である一般消費者も含まれる。しかし、被害者に発生する損害には「直接的損害」と「間接的損害」があり、さらに後者には「事実上の反射的なもの」と「具体的・個別的なもの」の二種類があり、このケースでは「具体的・個別的な」損害であるので原告適格が許されると述べられている。

審決の拘束力について：審決前置制度は、原告たる一般私人が審判の手続きにおいて収集された証拠を利用することによって違反行為の存在の立証を容易にすることを目的とするが、独禁法80条のような規定を欠く25条訴訟では審決の事実認定が裁判所の判断を拘束するものとは理解できないと述べた。

損害額の立証について：全「ナショナル製品」が販売価格拘束により影響を受けた場合に、消費者の購入した商品価格のうち不当に高く維持された部分がいくらであるのか、及び、価格拘束がなかった場合の小売価格がどうなったかを消費者側が立証する必要がありそのような証明がなされていない。公取委による意見書も原告の損害額確定のための資料とはできない。

③石油カルテル損害賠償請求・東京灯油事件（最判昭和62・7・2）—第一次石油危機の際に東京地区で白灯油を購入した一般消費者98名は、その際の購入価格が灯油の価格カルテルによって形成された価格であるとして実際に購入した価格から価格協定がなければ購入し得たであろう価格との差額の損害を被ったとして独禁法25条に基づきその賠償を求める訴えを起こした。原審（東京高裁判決昭和56・7・17）は一般消費者敗訴。消費者側上告。

最高裁判決：上告棄却（消費者側敗訴）

判決のポイント：消費者の原告適格について—最高裁レベルで間接購入者である一般消費者による独禁法25条に基づく損害賠償請求が可能であることを初めて認めた判決。その根拠は一般消費者が被った損害と違反行為とが相当因果関係にあることとされた（上記松下電器判決との相違）。

勧告審決の拘束力—勧告審決の存在は違反行為の存在を推認する1資料となるが違反行為の存在について裁判所を拘束するものではない。

因果関係及び損害額の算定—元売り業者の価格協定による高い価格が卸売段階から小売段階に転嫁されたこと及び協定のない場合に安い小売価格が形成されていたことを消費者が立証しなければならない。損害額は、協定実施前の小売価格を想定購入価格としそれと現実の価格を差額である。しかし、価格協定以外の経済的要因の顕著な変動要因等がある場合には直前価格を想定購入価格とはできない。

公取委の意見—一つの参考資料にしかすぎず裁判所の判断を何等拘束しない。

④石油カルテル損害賠償請求・鶴岡灯油事件（最判平成元12・8）—第一次石油危機の際に鶴岡生活協同組合又は一般小売店から白灯油を購入した消費者1600余名が、灯油の価格カルテルによって昭和48年に

購入した灯油価格が昭和47年末の価格と比べて高額であって、石油元売会社らの独禁法違反行為によって形成された価格であるとして、民法709条に基づき両価格の差額を損害額として賠償を求める訴えを起こした。第一審（山形地裁鶴岡支部判決昭和56・3・31）は消費者側敗訴、第二審（仙台高裁秋田支部判決昭和60・3・26）は消費者側勝訴。企業側上告。

最高裁判決：上告容認（消費者側敗訴）

判決のポイント：一般消費者の原告適格—肯定

勧告審決の拘束力—違反行為があったことの実事上の推定は働くが、審判審決や同意審決に比べると相対的に低い。

違反行為の存在の認定—勧告審決の場合には被審人の勧告の応諾によって審決がなされるがこの事件での被審人の応諾は違反行為の存否とかかわりなく行われたことが窺われるから勧告審決があったことのみで独禁法違反行為があったとは推認できない。

因果関係及び損害額の算定—価格協定による価格転嫁の存在（因果関係）、現実価格と想定購入価格の差額が損害である。想定購入価格は経済的要因等の変動がない限りは価格協定実施前の小売価格（直前価格）である。経済的要因等の変動の不存在は消費者側に立証責任がある。本件では経済的要因等の変動があったのでその場合に直前価格を想定購入価格とすることは誤りである。

⑤東芝エレベーター事件（大阪地判平2・7・30 審決集37巻195頁、大阪高判平5・7・30 審決集40巻651頁）

抱き合わせ（一般指定10項）と取引妨害（一般指定15項）事件での原告勝訴判決（公取委審決なし）

⑥横須賀談合事件（動産不動産仮差押異議申立事件）（横浜地裁決定平6・3・17 審決集40巻715頁）

事業者団体の活動規制（8条1項1号）事件の損害賠償訴訟の仮差押の段階であるが原告敗訴（上級審及び本案が控えている。公取委審決あり）

⑦エアガン事件（東京地判平9・4・9 判例集未掲載）

事業者団体の活動規制（8条1項1号・5号）事件での原告勝訴事件（公取委審決なし。控訴審で和解・1997年12月19日）

⑨その他

(2-3-2) 現状—被害者が救済を求めて損害賠償訴訟を活用する路

①訴訟の実例はあるものの間接購入者である最終消費者に関しては殆どなし（とりわけ因果関係及び損害額の算定の立証責任が重すぎる）

②直接的な取引相手や競争者については不明—実例がすくなく判断困難

③現在までの原告勝訴事案は上記の⑤及び⑦のみ

④結果的に損害賠償制度は日本においてはあまり機能しなかった

⑤近年、入札談合事件に関連した損害賠償・不当利得返還請求訴訟の急増—勝訴例の増加、簡易な違法行為の認定

(2-3-3) 公取委の対応—国際摩擦の中で

(a) 日米構造協議における日本の独禁政策の脆弱性の指摘（損害賠償制度の問題点指摘も含む）

(b) 公取委による損害賠償訴訟制度の活用方法

①審決書記載の事実が裁判所の実事認定に資するようその内容の一層の具体化・明確化に努めること

②求意見(84条)に対する対応を充実させ意見の説得力を高めること

③裁判所及び原告（被害者）からの資料提供等の要請に積極的に対応すること（文書送付の囑託(民訴法226条)）

(c) 法改正(2000年)

①経緯—後述の差止訴訟制度の箇所参照

②法改正—25条の対象に8条1項及び6条違反行為を追加。

(d) その他

①事件記録閲覧・閲覧請求制度(70条の15)

利害関係人—当該事件の対象をなす違反行為の被害者を含む。審決確定前の事件記録の閲覧・閲覧請求等も可能

②情報公開法の利用（「情報公開法に基づく処分に係る基準について」（公取委平成13年））

公取委保有の資料記録などの開示請求

(3) 違反行為の私法上の効力

(3-1) 違反行為の私法上の効力問題の意味

①法の禁止に違反している行為の社会的効力の問題にはどのようなものがあるのか。

②取引社会を規律する法とりわけ契約法を中心とした私法に関連する問題である

独禁法のような行政的な規制法に違反している行為が私法上有効であれば違反行為の社会的通用性（実効性）が低くなり法目的の達成や違反行為の抑止力向上に寄与すると思われる。具体的例：契約が結ばれており、その契約が独禁法違反を含んでいる場合に、その契約に基づいて一方当事者が他方当事者に対して代金の支払等の請求をできるか否か

③行政取締のための法の禁止→違反した行為も原則的に私法上無効とされない。

④法秩序の形成に介入するための法の禁止→行政的な法の禁止=契約等の効力規定となる。

⑤個人の権利関係や取引の安全性という問題に関連する。

⑥私法上の効力等ということが何故問題となるかという次のような事態が生じることを想定すると分かりやすい。ひとたび契約が結ばれるとその契約に基づき色々な事態が進展する。例えば、ある契約に基づきAからBに土地・家屋の所有権が移転し、さらにBはCに転売するということである。この場合に基になったA・B間での契約が法律違反であり無効となった場合、現在その土地・家屋を所有しているCの所有権も無効なのであろうか。Cは土地・家屋を返還しなければならないのだろうか。Cがその土地・家屋を賃貸に出していきなりすると賃借人はどうすればよいのだろうか。このようなことはもともと商業的な取引、株式取引や役員兼任のための契約等について考えると同様である。従って、このような事態を想定して契約を当初から無効とすべき事実類型の内容や無効とした場合もしくは無効としなかった場合に生ずる利害関係の変動をどのように調整するのかを考えなければならない。

(3-2) 独禁法違反行為についての考え方

- ①無効説→違反行為は原則的に私法上無効であるとする考え方。違反行為を有効と考えると違反行為に基づく履行請求を許容することになるのでその結果独禁法の禁止・制限しようとする違法状態が出現して独禁法の趣旨・目的を達成できないため。
- ②有効説→違反行為は原則的に私法上有効であるとする考え方。違反行為を無効とすることが法目的達成上不要であり、無効とすると個人の権利関係や取引の安全性・確実性を混乱させる。ただし、取引安全に無関係であり、効果意思からみて違法性が明瞭な違反行為については公序良俗違反であり無効としうる場合がある。違法状態が出現している場合には排除措置により手当すればよい。
- ③相対的無効説→独禁法違反の契約は無効であり履行の強制はできない。ただし、任意に契約が履行された結果生じた状態を否定しない。生じた違法状態は排除措置による排除により達成される。法の趣旨と取引等の法的安定性を調和させようとする考え方。
近年有力なものは次のような考え方である。違反行為類型毎に無効とされる行為の類型化を行う。また、無効とされる行為についてもどのような範囲（対象とされる人や取引の範囲等）まで無効の効果が及ぶのか、並びに、無効を主張できる人（無効の援用権者）の範囲等について当事者が無効とされる行為に関連してどのような権利義務を持ち、どのようにそれが行使されたか等に応じて判断するという考え方。

(3-3) 法律の規定→経過規定（102条）と会社の設立及び合併無効の訴えの規定（18条）があるだけで独禁法違反行為の私法上の効力についての明示規定なし。

- ①102条「各規定施行の際現に存する契約で、当該規定に違反するものは、当該規定の施行の日からその効力を失う」
- ②18条持株会社設立無効・違法合併無効の訴え→持株会社が設立された場合、及び、届出義務に違反して強行された合併を私法上無効とするための訴訟に関する規定

(3-4) 判例

- ①競争事業者間の株式取得及び役員の株式取得等の規制規定違反事件では、株式移転後に当該移転を当然無効とすることは第三者に影響を及ぼし、取引の安全性を害することが著しいために、違法と判定される前に違法行為が任意に実行された結果、株式取得を禁止された者が取得した株式でもなおその取得者に帰属する。（白木屋事件判決・東京高判昭和28・12・1）←一般論としては相対的無効ということ宣言したものである。ただし、結論部分で違反行為に直接関係する当事者による株式の保有を承認していることは誤りであると考えられる。
- ②実質金利が利息制限法違反となる両建預金の要求が旧一般指定10号違反とされた事件で、独禁法19条違反の契約の私法上の効力については、契約が公序良俗に反する場合を別にして、19条が強行法規であるという理由で直ちに無効と解すべきではないとされた（岐阜商工信用組合両建預金事件判決・最判昭和52・6・20）。

(3-5) 考え方

- ①契約自体が独禁法違反行為を目的とする契約（カルテル契約・ボイコット契約）→無効
- ②取引に付随する条件であり独禁法に違反する部分→当該部分のみの限定的無効
- ③内容がそのままでは違法である場合→違法行為を達成するために使用された手段については無効である。又は、内容を分割できる場合には違反しない限度においては有効（例・株式保有規制で「競争を実質的に制限すること」とならない限度で有効であり、それを越える部分の処分が必要）。
- ④契約の任意の履行後の法律状態の処理→私法上否認できない。その状態を改編するには専ら公取の排除措置によるべきである。
- ⑤私法の公序良俗規範への独禁法違反行為の組込→私法上の行為が公序良俗に違反するか否かの判断を行うに際して私法上の行為が独禁法違反であるかどうかを問題にして独禁法違反の場合には私法上の効力を否定する。特に不公正な取引方法との関係では重要。

(4) 差止訴訟

(4-1) 現状

現行制度では独禁法に基づく差止訴訟に関しては不明確

- 公序良俗違反に基づく差止
- (4-2) 外国法の状況
 - 米国法
- (4-3) 事件
 - 化粧品販売に関する訴訟
- (4-4) 対応
 - 不正競争防止法における差止規定の新設
 - 独禁法における差止規定の新設
- (4-5) 公正取引委員会における対処
 - 1998年 3月 独占禁止法違反行為にかかる民事的救済制度に関する研究会設置
 - 1998年12月22日 中間報告
 - 1999年10月22日 「独占禁止法違反行為にかかる民事救済制度の整備について」報告書公表
- (4-6) 法改正
 - (4-6-1) 経緯
 - 2000年 3月21日 改正法案提出
 - 2000年 5月12日 成立
 - 2000年 5月19日 公布(2001年1月6日から6ヶ月以内の政令で定める日から施行)
 - 2001年 4月1日 施行
 - (4-6-2) 内容
 - ①差止規定の新設(改正法24条)
 - ②差止対象行為—8条1項5号違反、及び、19条違反行為
 - ③差止権者—違反行為により利益を侵害される者。利益を侵害されるおそれのある者。
 - ④差止要件—違反行為により著しい損害の発生、又は、そのような損害を生ずるおそれがあること。
 - ⑤差止の内容—侵害の停止又は予防
 - ⑥被差止者—利益を侵害又は侵害するおそれのある事業者若しくは事業者団体。
 - ⑦管轄権—各地方裁判所。(改正法84条の2、87条の2)
 - ⑧濫訴防止措置—提訴が不正目的であることを被告が疎明した場合には、裁判所による担保提供命令が原告に対して可能(改正法83条の2)
 - (4-6-3) 問題点
 - ①実際の使い勝手及び効果
 - ②対象行為以外の違法行為類型の取扱い

参考文献

- ・民事救済制度研究会・松下満雄編『不公正な競争行為と民事的救済』別冊NBL43号(商事法務研究会・1997)
- ・松下満雄・知的財産研究所編『競争環境整備のための民事的救済』別冊NBL44号(商事法務研究会・1997)
- ・通商産業省産業政策局編『不公正な競争行為に対する民事的救済制度のあり方—自律的な競争秩序の維持・発展に向けて—(平成10年度企業法制研究会報告)』別冊NBL49号(商事法務研究会・1998)

[4] 刑事的措置

(1) 刑事的措置の概要

- ・法人及び自然人への刑罰(独禁法第10章・89条以下)
- ・両罰規定(95条)、三罰規定(95条の2、95条の3)、事業者団体の解散宣告(95条の4)
- ・専属告発制度(96条)

(2) 罰則

- ・3条(私的独占・不当な取引制限の禁止)違反及び8条1項1号違反→3年以下の懲役又は500万円以下の罰金(89条1項)
- ・89条1項違反行為の未遂罪の処罰
- ・国際的協定等の規制の違反(90条1項)、会社活動等に関する規定(4章の規定)違反(91条。10条1項前段、11条1項・2項、13条1項、14条前段、17条)、届出等に関する規定違反(91条の2)、等の罪
- ・確定排除措置命令違反、独占的狀態に係る審決違反(90条3号)
- ・確定前の排除措置命令違反、緊急停止命令違反への過料(97条、98条)
- ・89条から91条までの罪に関する懲役と罰金刑の併科の許容(92条)
- ・虚偽の陳述又は鑑定罪(92条の2)
- ・検査妨害罪(94条)
- ・調査のための強制処分違反などの罪(94条の2)
- ・刑事罰の制裁のないもの—不公正な取引方法の禁止違反及び不公正な取引法を内容とする禁止規定違反行為(8条1項5号、10条1項後段、13条2項、14条1項後段、15条1項2号など)、合併・会社分割・合併類似行

為の禁止（15条1項1号、15条の2第1項1号、16条1項前段）

(3) その他

- ① 両罰規定（95条）－実行行為者（自然人－通常の人間）の行為（不当な取引制限等）の効果が帰属する法人、人又は法人でない団体も当該実行行為者ととも罰則を課す規定。89条に関する罰金刑は5億円以下（平成14年度法改正で1億円から引き上げ）。その他の規定（90条、91条、91条の2、94条等）も同様。
- ② 三罰規定（95条の2及び95条の3）－違反等を知り是正措置等を講じなかった法人の代表者や事業者団体の役員等に対する罰金刑（懲役刑は選択されていない）
- ③ 事業者団体の解散宣告（95条の4）
- ④ 附加制裁（100条）－89条及び90条違反の場合に刑の言い渡しと同時に特許権等の取消や一定期間対政府の契約ができない旨の宣告を行う裁判所による制裁

(4) 専属告発制度

- ・ 独禁法違反の犯罪への刑事罰賦課は公取委による検事総長への告発が要件となっている（専属告発制度、96条）
- ・ 公取委は独禁法違反の犯罪があると思慮するときには検事総長に対して告発しなければならない（73条1項）。
- ・ 規定の性格－訓示規定（義務づけ文言であるが、告発は公取委の裁量）
- ・ 告発案件への対応－起訴便宜主義（刑訴248条）。ただし、不起訴案件については法務大臣を経て理由を付して内閣総理大臣への報告義務がある（73条2項）（廃止すべきとの意見がある。検察による告発案件への対応を慎重にし、ひいては公取委による告発を慎重にさせる効果があるのではないか）
- ・ 不起訴案件について公取委による不服申立権限はない（検察審査会への申立が不可）（検察審査会法30条）
- ・ 文書によること（96条2項）
- ・ 事業者団体解散宣告（95条の4第1項）・特許・実施権の取消及び政府との契約禁止の宣告（100条1項）が相当と考える場合－告発を行う文書中への記載が可能（96条3項）
- ・ 公訴提起後の告発取消不能（96条4項）

(5) 管轄権

- ・ 刑事事件に係る東京高等裁判所専属管轄および審級省略制度の存在（旧85条、86条）
- ・ 2005年法改正－専属管轄権及び審級省略制度の廃止→第1審管轄を地方裁判所に拡大。各高等裁判所所在地の地方裁判所および東京地方裁判所の管轄にも属することとする（84条の3・84条の4関係）。
- ・ なお、裁判管轄権の変更に伴い案件担当が可能な検察の部局についても変化があった。従来の告発案件捜査は、東京高検が担当していた。現行法では、地検レベルでも担当可能となっている。

(6) 犯則調査権限（2005年法改正導入）

- ・ 犯則調査権限－犯罪事実に関して行政庁が強制調査権限をもって調査する権限
- ・ 旧法下での間接強制から、令状に依拠した直接強制が可能に。
- ・ 旧法下での行政調査権限（出頭命令、意見・報告徴収、鑑定、帳簿書類等の物件提出命令、留置権限、立入検査権限など）（旧法46条1項）。処分に従わない場合には刑罰（20万円以下の罰金）（旧法94条の2）により強制（間接強制）。処分権限を犯罪捜査のために認められたものと解釈することの禁止（旧法46条4項）。
- ・ 行政調査として行われた公取委の審査結果やその過程で収集された証拠を後続する刑事手続きで現実的に使用することについては適正手続き保障上問題（35条・令状主義、38条1項・自己負罪拒否特権保障）
- ・ 犯則調査権限導入理由 ①適正手続き問題の解消、②公取委の収集証拠等の検察当局への円滑な引き継ぎを図るなど検察当局との連携強化、③公取委の事件解明のための証拠収集能力の強化
- ・ 権限
 - ① 犯則嫌疑人・参考人に対する出頭、質問、所持品などの検査、任意に提出した物件の領置（101条1項）
 - ② 委員会所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の発する許可上に基づく、臨検、捜索、差押え（102条1項）←原則的には東京地裁（102条1項）、急を要する場合には臨検等の場所を管轄する地方裁判所・簡易裁判所の裁判官による（102条2項）
 - ③ 許可上に関する規定（102条4項）
 - ④ 官公署、公私団体への照会（101条2項）
 - ⑤ 郵便物・親書等の差押え（103条）
 - ⑥ 犯則調査手続きの手續き規定（104条以下）
- ・ 公取委の職員で、公取委の指定を受けた者（委員会職員）が89条から91条規定の罪に関する事実調査のために必要な場合に行使できる権限
- ・ 89条から91条の罪に係る事件=犯則事件→公取委の告発対象と同一。
- ・ 犯則調査権限は、告発を行うか否かを決定する証拠収集権限。
- ・ 犯則事件の調査終了時には、調査結果の公取委への報告義務がある（115条）→告発について委員会が決定
- ・ 告発が行われた場合の証拠の取り扱い－領置物件・差押え物件がある場合には領置目録又は差押目録を作成し物件とともに検察官に引き継ぐ義務（116条）
- ・ 引き継ぎ物件は刑訴規定により押収されたと見なす（116条3項）
- ・ 公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第6号）（犯則規則）

- ・ 犯則調査権限と行政調査権限の分離（ファイアーウォール）
- ・ 行政調査を利用して刑事手続きのための証拠収集を行うことは適当ではないので、両権限の分離が必要
- ・ 犯則調査手続きは、刑事手続きに準じるので令状主義が採用され、直接強制による調査が行われるため把握嫌疑者等へのより厳格な適正手続きが必要。
- ・ 事務総局審査局犯則審査部の創設－犯則事件調査部門。犯則事件調査職員は犯則審査部から選任する（犯則規則2条）。行政調査権限行使職員は、犯則審査部に所属していない者を指定（独禁法47条の2の審査官の指定に関する政令）
- ・ 行政手続きに基づいて得られた事実が犯則事件の端緒となると思慮される場合、犯則事件調査職員への直接報告の禁止。報告は事務総局審査局長に対して行われる（犯則規則4条4項）
- ・ 事務総局審査局長による処理－犯則事件の端緒となる事実であると判断した場合には公取委への報告義務（犯則規則4条1項）
- ・ 公取委が必要であると認めた事件について犯則調査職員に調査の発動を求める（犯則規則4条3項）

- ・ 犯則調査と行政調査の実際の関係
- ・ いずれか先行する調査が終了した後他の調査を実施する？
- ・ 犯則調査先行の場合
- ・ 行政調査先行の場合
- ・ 行政調査で得られた結果を犯則調査に利用することの明文での禁止（47条4項）
- ・ 犯則調査で得られた結果を行政調査に利用すること－明文の禁止なし。どう扱うのか。黙秘権などの権利保障規定からすると利用可能？しかし、ファイアーウォール設置などの趣旨からすると謙抑性の要請あり？

- ・ 犯則調査と刑事捜査
- ・ 規定上な領置物件などの引き継ぎ規定により分離
- ・ 実際－事実上検察当局との合同捜査も可能。並行も可能。

(7) 刑事罰制度の運用

- ・ 刑事罰制度の意義と機能
- ・ 石油カルテル事件刑事訴訟－価格協定事件・最高裁判決昭和59・2・24（刑集38巻4号1287頁）。下級審判決 東京高裁判決・昭和55・9・26（高裁判集33巻5号511頁）。生産調整事件・価格協定と同日付けの東京高裁判決・高裁判集33巻5号359頁。
- ・ 公取の刑事告発基準（「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」平成2年6月20日）－国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事件又は違反行為の反復がなされたり排除措置に従わないもののうち行政処分によっては独禁法の目的が達成できない事件、のいずれか
- ・ 告発問題協議会の設置等について（平成3年1月10日・公正取引委員会）
公正取引委員会は、平成2年4月以来、法務省刑事局との間で、いわゆる独占禁止法違反の告発に関する手続等につき検討を行うための連絡協議会を開催してきたところ、昨年12月にその検討を終了。連絡協議会での検討を受けて、平成2年始め、「告発問題協議会」を設置。
同協議会は、検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事、公正取引委員会側が審査部長以下の担当官で構成。
独禁法違反事件の告発に当たり、円滑・適正を期するため、当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行う。
- ・ 刑事告発基準の改定－「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」（平成17年10月7日・公正取引委員会）
[1] 告発基準
① 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
② 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案
[2] 課徴金減免制度との連動(前述)
[3] 告発の決定と犯則事件の調査
前記[1]①又は②に該当すると疑うに足る相当の理由のある独禁法違反被疑事件について、犯則事件の調査を行う職員として指定した職員をして調査に当たらせることとし、当該調査の結果、前記[1]①又は②に該当する犯則の心証を得た場合に、告発する。
[4] 告発問題協議会
告発の円滑・適正を期するため、検察当局との間で、検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事、公正取引委員会側が犯則審査部長以下の担当官で構成される「告発問題協議会」を開催。
当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報交換を行う。
- ・ 告発事案

- ① ラップフィルムカルテル刑事事件（平成3(1991)年3月16日告発、同年3月12・19日追加告発）－

- (東高判平5・5・21, 審決集40集731頁) 会社・個人ともに有罪。8社に800万から600万円の罰金刑。個人15名に1年から6ヶ月の執行猶予付き懲役刑
- ②社会保険庁シール入札談合刑事事件(平成5(1993)年2月24日告発) - (東高判平5・12・14, 審決集40集776頁) 会社に有罪。会社4社に罰金各400万円
- ③下水道工事入札談合刑事事件(平成7(1995)年3月6日告発、同年6月7日追加告発) - (東高判平8・5・31) 会社・個人ともに有罪・日立製作所等重電メーカー各社の談合担当者(懲役十ヶ月、執行猶予二年)、法人に対する罰金総額(4億6000万円・大手5社-6000万円、中堅4社-4000万円)、事業団工務部次長(幫助罪-懲役八ヶ月、執行猶予二年。一部上告(2法人、1個人))。(最判平成12・9・25第二小法廷判決) 上告棄却
- ④水道メーター談合刑事事件(平成9(1997)年2月4日告発) - (東高判平9・12・24) 被告会社25社と担当者34名。(罰金900万円)2社、(罰金600万円)22社、(罰金500万円)1社
- ⑤ダグタイル鑄鉄管談合事件 - (1999年2月告発、同3月追加告発) メーカー3社、担当者10名(東高判平12・2・23審決集46巻733頁) メーカー3社に罰金(クボタ・1億3000万円、栗本鐵工所・7000万円、日本鑄鉄管・3000万円)、担当者10名が執行猶予付き懲役
- ⑥防衛庁ジェット燃料談合事件 - (1999年10月告発、同年11月追加告発) 石油元売11社、担当者9名。(2004年3月東京高裁) 法人10社に罰金、個人9名に執行猶予付き有罪判決
- ⑦水道メーター入札談合(2回目) - (2003年7月。罰金額が5億円に引き上げられて(2002年改正)以降初めての告発)(2004年3,4,5月東京高裁判決) 法人への罰金、個人への執行猶予付き有罪判決
- ⑧鉄製橋梁入札談合(2005年5月23日告発)
(国土交通省が発注する鋼橋上部工事の入札談合事件に係る告発)

1 被告発会社(8社)

2 告発の根拠

- (1) 事実 被告発会社8社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者39社とともに、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定業者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社8社及び前41社又は前39社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。
- (2) 罰条 独占禁止法89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 第3条, 刑法第60条
- (3) 被告発会社 ①株式会社横河ブリッジ ②川田工業株式会社 ③JFEエンジニアリング株式会社
④株式会社東京鐵骨橋梁 ⑤高田機工株式会社 ⑥株式会社栗本鐵工所 ⑦石川島播磨重工業株式会社
⑧株式会社宮地鐵工所
- ⑧-2 日本道路公団が発注する鋼橋上部工事の入札談合事件に係る追加告発(2005年8月1日告発)
2005年6月29日に、独占禁止法の違反の犯罪があつたと思料し、株式会社横河ブリッジほか2社(下記1(1)アの3社)を検事総長に告発した。さらに、①下記1(1)イ及びウの3社及び5名を同法違反の罪で、②下記1(2)の1名を同法違反幫助の罪で、それぞれ、同法73条1項の規定に基づき、検事総長に追加告発を行った。

・概要

1 被告発人等

(1) 独占禁止法違反の罪での被告発人等

ア 平成17年6月29日に告発済みの被告発会社(3社)株式会社横河ブリッジ、三菱重工業株式会社、石川島播磨重工業株式会社

イ 追加の被告発会社(3社)川田工業株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、株式会社宮地鐵工所

ウ 被告発人(5名) 株式会社横河ブリッジに再就職していた日本道路公団元理事(1名)並びに株式会社横河ブリッジ、三菱重工業株式会社、石川島播磨重工業株式会社及び川田工業株式会社において日本道路公団発注の鋼橋上部工事の受注業務に従事していた者(4名)

(2) 独占禁止法違反幫助の罪での被告発人 日本道路公団副総裁(1名)

2 告発の根拠

(1) 事実 ア 上記1(1)ア及びイ記載の被告発会社6社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者43社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、株式会社横河ブリッジに再就職していた日本道路公団の元理事らにおいて受注予定者を決定するとともに、受注予定業者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社6社及び前43社又は前41社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。また、上記1(1)ウ記載の被告発人5名は、他の同工事の工事業者の従業者とともに、それぞれ所属する被告発会社の業務に関し、同工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

イ 上記1(2)記載の被告発人は、上記1(1)ウ記載の日本道路公団元理事の依頼に基づき、工事の分割発注を指揮してこれを実行させ、前記犯行を容易にしてこれを幫助した。

(2) 罰条 ア 上記2(1)アについて、独禁法89条1項1号、95条1項1号、3条、刑法60条

イ 上記2(1)イについて、独禁法89条1項1号、95条1項1号、3条、刑法62条1項
刑法(共同正犯)第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。
(幫助)第六十二条 正犯を幫助した者は、従犯とする。

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する

⑧-3 日本道路公団が発注する鋼橋上部工事の入札談合事件に係る追加告発(2005年8月15日告発)

日本道路公団が発注する鋼橋上部工事に関して、2005年6月29日及び8月1日に、独禁法違反の犯罪があったと思料して、株式会社横河ブリッジほか5社並びにこれらのうち4社の受注等業務に従事していた者5名及び日本道路公団副総裁を、それぞれ、検事総長に告発した。さらに、同公団理事1名を同法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、同法第73条第1項の規定に基づき、検事総長に追加告発を行った。

・概要

1 被告発人 日本道路公団理事1名

2 告発の根拠

(1) 事実

上記1の被告発人は、日本道路公団理事・副総裁であった者、株式会社横河ブリッジに再就職していた同公団元理事及び鋼橋上部工事業者47社の同公団発注の鋼橋上部工事に係る受注等業務に従事していた者らと共に共謀の上、平成16年度において同公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、株式会社横河ブリッジに再就職していた日本道路公団元理事らにおいて受注予定者を決定するなどして入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、前47社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

(2) 罰条

独禁法89条1項1号、95条1項1号、3条、刑法60条

⑧-3-1. 「橋梁談合刑事事件判決

<橋梁談合> 23社8人に有罪、過去最高の罰金 東京高裁

旧日本道路公団や国が発注した鋼鉄製橋梁(きょうりょう)建設工事を巡る談合事件で、独占禁止法違反(不当な取引制限)に問われた橋梁メーカー23社と担当者8人の判決公判が10日、東京高裁であった。高橋省吾裁判長は、談合組織の幹事社だった横河ブリッジと川田工業にそれぞれ罰金6億4000万円(求刑・罰金8億円)、他の21社に同4億8000万~1億6000万円を言い渡した。同法違反の罰金額としては水道管ヤミカルテル事件で00年2月に同高裁がクボタに言い渡した1億3000万円を超え、過去最高となった。罰金総額は64億8000万円。

横河ブリッジ元理事、横山隆被告(60)ら各社の担当者8人には、いずれも執行猶予が付いた懲役2年6月~1年の判決を言い渡した。

事件では、公団の元副総裁、内田道雄(62)と元理事、金子恒夫(59)の両被告も起訴され、分離公判で否認しているが、判決は「公団の現役職員から情報収集したり予定価格を探ったりした」と公団の関与を認定した。

そのうえで、談合で生じた損害額を少なくとも落札額の5%と試算し「国交省発注分は28億5040万円余、公団発注分は兩年度で64億5870万円余と甚大な額に上る」と指摘した。

判決によると、横山被告らは03、04年度の公団発注橋梁工事で、過去の実績に基づき受注会社を決める合意をとりまとめ、二つの談合組織の加盟各社(03年度49社、04年度47社)で談合した。国土交通省の関東、東北、北陸の3地方整備局発注の橋梁工事でも同様に談合した。

独禁法で規定する罰金は最高5億円だが、これを超過しているのは旧公団、国交省の2事件が併合されているため。【篠田航一】

◆鋼鉄製橋梁(きょうりょう)談合事件で、東京高裁が10日に言い渡した各被告への判決は次の通り。

■法人の罰金 横河ブリッジ、川田工業=6億4000万円▽石川島播磨重工業、JFEエンジニアリング=4億8000万円▽栗本鉄工所、高田機工=2億8000万円▽東京鉄骨橋梁、JST(旧日本鉄塔工業)、駒井鉄工、松尾橋梁、片山ストラテック、トピー工業、日本車輛製造、ハルテック=2億4000万円▽日本橋梁、三井造船、サクラダ、住友重機械工業、日立造船、川崎重工業、川鉄橋梁鉄構、佐藤鉄工=2億円▽瀧上工業=1億6000万円

担当者の量刑 横山隆・横河ブリッジ元橋梁営業本部付理事=懲役2年6月、執行猶予4年▽清水賢一・川田工業元執行役員橋梁事業部営業部東京営業部長、神田創造・横河ブリッジ元顧問=懲役2年、執行猶予3年▽清宮正美・石川島播磨重工業元物流・鉄構事業本部橋梁営業部長=懲役1年6月、執行猶予3年▽竹田良司・栗本鉄工所元東京支社鉄構事業部営業本部長、林信行・高田機工元東京本社東部営業本部営業部長=懲役1年2月、執行猶予3年▽西英隆・JFEエンジニアリング元鋼構造事業部橋梁営業部長、戸田捷三・東京鉄骨橋梁顧問=懲役1年、執行猶予3年(毎日新聞) - 11月10日13時18分更新

⑧-3-2. <鋼鉄橋梁談合>一部否認の3社も罰金 東京高裁判決

9月21日12時9分配信 毎日新聞

国と旧日本道路公団発注の鋼鉄製橋梁（きょうりょう）建設工事を巡る談合事件で、独占禁止法違反（不当な取引制限）に問われた三菱重工業など3社に対し、東京高裁は21日、罰金6億～1億6000万円（求刑・罰金7億～2億円）を言い渡した。判決で高橋省吾裁判長は「業界の有力社のほぼすべてが参加した談合で組織性、計画性が際立っている。損害額も多額で社会的影響は重大だ」と指摘した。

罰金額は▽三菱重工業5億6000万円▽宮地鉄工所6億円▽新日鉄1億6000万円。三菱と宮地の担当者2人は、いずれも懲役1年、執行猶予3年（求刑・懲役1年）の有罪判決を受けた。

3社と2人は「04年10月の公正取引委員会の立ち入り後は談合組織を脱退した」などと起訴事実の一部を否認したが、判決は「他社に談合中止を働き掛けた事実はなく、談合を放置していたことは、脱退とは認められない」と退けた。

この談合事件では、横河ブリッジなど起訴事実を認めていた23社に総額64億8000万円（1社当たり6億4000万～1億6000万円）の罰金と、メーカー担当者8人の有罪が既に確定していた。旧公団元副総裁の内田道雄（63）▽同元理事の金子恒夫（59）両被告は全面否認して争っている。【高倉友彰】
最終更新:9月21日12時16分

⑨し尿処理施設建設工事の入札談合事件(2006年5月23日告発)

- ・し尿処理施設建設工事の入札談合事件について犯則調査の結果、独禁法違反の犯罪があると思料し、74条1項の規定に基づき、株式会社クボタほか10社を検事総長に告発。

・概要

1 被告発会社（11社）

2 告発の根拠

(1) 事実 被告発会社11社は、平成16年12月上旬ころ、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、以後、平成17年7月中旬ころまでの間、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

(2) 罰条

平成17年法律第35号による改正前の独禁法89条1項1号、95条1項1号、3条、刑法60条

(3) 被告発会社 ①株式会社クボタ、②アタカ工業株式会社、③栗田工業株式会社、④株式会社荏原製作所、⑤住友重機械工業株式会社、⑥JFEエンジニアリング株式会社、⑦株式会社西原環境テクノロジー、⑧三菱重工業株式会社、⑨日立造船株式会社、⑩三井造船株式会社、⑪株式会社タクマ

⑨-2 し尿処理施設建設工事の入札談合事件に係る追加告発（2006年6月12日告発）

- ・し尿処理施設建設工事に関し、2006年5月23日、独禁法違反の犯罪があったと思料して、株式会社クボタほか10社を検事総長に告発した。これら11社の受注業務に従事していた者11名が同法に違反する犯罪を行っていたものと思料し、同法74条1項の規定に基づき、検事総長に追加告発を行った。

・概要

1 被告発人 2006年5月23日に告発済みの次の被告発会社11社のし尿処理施設建設工事の受注業務に従事していた者（11名）

株式会社クボタ、アタカ工業株式会社、栗田工業株式会社、株式会社荏原製作所、住友重機械工業株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、株式会社西原環境テクノロジー、三菱重工業株式会社、日立造船株式会社、三井造船株式会社、株式会社タクマ

2 告発の根拠

(1) 事実 被告発会社11社のし尿処理施設建設工事の受注業務に従事していた被告発人11名は、それぞれの所属する被告発会社の業務に関し、平成16年12月上旬ころ、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、以後、平成17年7月中旬ころまでの間、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

(2) 罰条 平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法89条1項1号、3条、95条1項1号、刑法60条

「し尿処理施設入札談合刑事事件判決

①汚泥施設談合、栗田工業に罰金刑、大阪地裁判決1億6000万円、営業担当者は有罪。2007/03/13、日本経済新聞 大阪朝刊（社会面）、16ページ、533文字

自治体などが発注する汚泥処理施設の入札を巡る談合事件で、独占禁止法違反罪（不正な取引制限）に問われたプラントメーカー、栗田工業と担当者だった辻忠義被告（53）の判決公判が十二日、大阪地裁で開かれた。中川博之裁判長は同社に罰金一億六千万円（求刑罰金二億円）、辻被告に懲役一年四月、執行猶予三年（同懲役一年六月）の有罪判決を言い渡した。

事件では関与した十一社と各社の営業担当幹部十一人が起訴され、判決の言い渡しは初めて。

中川裁判長は「談合破りをした企業を指名から外すなど巧妙に仕組まれた計画性の高い犯行。談合による発注者の損害は結局は国民の負担になるもので結果も重大」と指摘した。

同社については「東証一部上場企業として法を守ることが期待されるのに、自らの利益追求のため入札調整の幹事社として談合を遂行した」と批判した。

判決などによると、十一社は二〇〇四年十二月ごろ、営業の成果によって受注業者を決める「汗かきルール」のもとで談合を続けることで合意。〇五年二一七月、大阪府阪南市や山口県下関市など八件の工事の入札で受注調整を繰り返した。

この事件は、東京高検に限られていた独禁法違反罪での刑事訴追を、全国の各地検でもできるようにした改正独禁法が初めて適用された。

②栗田工業に大阪地裁判決、汚泥施設談合で罰金1億6000万円。2007/03/13, 日本経済新聞 朝刊, 43ページ, 291文字

自治体などが発注する汚泥処理施設の入札を巡る談合事件で、独占禁止法違反罪（不正な取引制限）に問われたプラントメーカー、栗田工業と担当者だった辻忠義被告（53）の判決公判が十二日、大阪地裁で開かれた。中川博之裁判長は同社に罰金一億六千万円（求刑罰金二億円）、辻被告に懲役一年四月、執行猶予三年（同懲役一年六月）の有罪判決を言い渡した。

事件では関与した十一社と各社の営業担当幹部十一人が起訴され、判決の言い渡しは初めて。

中川裁判長は「談合破りをした企業を指名から外すなど巧妙に仕組まれた計画性の高い犯行。談合による発注者の損害は結局は国民の負担になるもので結果も重大」と指摘した。

③アタカも有罪判決、汚泥施設談合で大阪地裁（ピックアップ）2007/03/15, 日本経済新聞 大阪夕刊（社会面）, 19ページ, 165文字

汚泥処理施設の入札を巡る談合事件で、独占禁止法違反（不当な取引制限）罪に問われたアタカ大機（旧アタカ工業）と担当者だった元同社社員、梅田四郎被告（56）の判決が十五日、大阪地裁であった。中川博之裁判長はアタカ大機に罰金一億六千万円（求刑罰金二億円）、梅田被告に懲役一年四月、執行猶予三年（同懲役一年六月）の有罪判決を言い渡した。

④汚泥談合で地裁判決、住友重機なども有罪（ピックアップ）2007/03/23, 日本経済新聞 大阪朝刊（社会面）, 16ページ, 279文字

汚泥処理施設の入札を巡る談合事件で、独占禁止法違反（不当な取引制限）罪に問われた十一社のうち談合の幹事社の一社、住友重機械工業と同社の当時の担当者、坂本振東被告（54）の判決が二十二日、大阪地裁であった。中川博之裁判長は同社に罰金一億六千万円（求刑罰金二億円）、坂本被告に懲役一年四月、執行猶予三年（同懲役一年六月）の有罪判決を言い渡した。

幹事会社ではなかった日立造船と西原環境テクノロジーの二社と担当者の判決も二十二日までにあり、同裁判長は日立造船に罰金八千万円、西原環境に同七千万円（求刑はいずれも罰金一億円）、両社の担当者にも罰金刑を言い渡した。」

⑩-1 名古屋市営地下鉄に係る土木工事の入札談合事件に係る告発（2007（平成19）年2月28日告発）

・名古屋市交通局が発注する高速度鉄道（以下「地下鉄」）第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独禁法違反の犯罪があったと思料して、同法74条1項に基づき、株式会社大林組ほか4社を検事総長に告発。

・概要

1 被告発会社（5社）

株式会社大林組 大阪市中央区北浜東4番33号、鹿島建設株式会社 東京都港区元赤坂一丁目2番7号、清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号、株式会社奥村組 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号、前田建設工業株式会社 東京都千代田区富士見二丁目10番26号

2 告発の根拠

(1) 事実 被告発会社5社は、他の建設業者とともに、平成17年12月中旬ごろ、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体を受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

(2) 罰条 独禁法89条1項1号、95条1項1号、3条、刑法60条

⑩-2 名古屋市営地下鉄に係る土木工事の入札談合事件に係る追加告発（2007（平成19）年3月20日告発）

・名古屋市交通局が発注する高速度鉄道（以下「地下鉄」）第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事の入札に関し、2007年2月28日独禁法違反の犯罪があったと思料して、株式会社大林組ほか4社を検事総長に告発したが、さらに、これら5社の受注業務に従事していた者5名が同法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、同法74条1項の規定に基づき、検事総長に追加告発を行った。

・概要

1 被告発人 2007年2月28日に告発済みの次の被告発会社5社の名古屋市交通局が発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事の受注業務に従事していた者（5名）

株式会社大林組、鹿島建設株式会社、清水建設株式会社、株式会社奥村組、前田建設工業株式会社

2 告発の根拠

(1) 事実 被告発会社5社の名古屋市交通局が発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事の受注業務に従事していた被告発人5名は、他の建設業者の従業員らとともに、それぞれの所

属する被告発会社等の業務に関し、平成17年12月中旬ころ、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

(2) 罰条 独禁法89条1項1号、3条、95条1項1号、刑法60条

⑩-1 独立行政法人緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の入札談合事件に係る告発（2007（平成19）年5月24日）

・独立行政法人緑資源機構（以下「緑資源機構」）が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の入札談合事件について犯則調査を実施、独禁法違反の犯罪があったと思料して、同法74条1項の規定に基づき、財団法人林業土木コンサルタンツほか3法人を検事総長に告発した。

・概要

1 被告発法人（4法人）

財団法人林業土木コンサルタンツ、株式会社フォレストック、財団法人森公弘済会、株式会社片平エンジニアリング

2 告発の根拠

(1) 事実 被告発法人4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定業者を決定し、もって、被告発法人等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

(2) 罰条 独禁法89条1項1号、95条1項1号、3条、刑法60条

⑩-2 独立行政法人緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の入札談合事件に係る追加告発（2007（平成19）年6月13日）

・独立行政法人緑資源機構（以下「緑資源機構」）が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の入札に関し、2007年5月24日、独禁法違反の犯罪が会ったと思料され、財団法人林業土木コンサルタンツほか3法人を検事総長に告発したが、さらに、これら4法人の受注業務に従事していた者5名並びに緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名が同法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、同法74条1項の規定に基づき、検事総長に追加告発を行った。

・概要

1 被告発人

(1) 2007年5月24日に告発済みの次の被告発法人4法人の緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の受注業務に従事していた者（5名）

財団法人林業土木コンサルタンツ、株式会社フォレストック、財団法人森公弘済会、株式会社片平エンジニアリング

(2) 緑資源機構元理事（1名）及び同機構元課長（1名）

2 告発の根拠

(1) 事実 地質調査・調査測量設計業務を営む被告発法人4法人の従業員である上記1(1)記載の被告発人5名及び上記1(2)記載の被告発人2名は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者の従業員らとともに、それぞれの所属する被告発法人等の業務に関し、緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定業者を決定し、もって、被告発法人等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

(2) 罰条 独禁法89条1項1号、3条、95条1項1号、刑法60条

・告発案件数、個人についての有無罪・量刑・執行猶予、企業についての有無罪・量刑。

・見送り事例一埼玉談合事件、合成樹脂ポリプロピレン価格カルテル事件（2001年・日本経済新聞2001年6月21日日刊5面公取委は「国民生活に広範な影響を及ぼす悪質で重大な案件」として告発妥当と判断したが検察側の「証拠不足」として告発受理に検察が難色を示し、公取委が告発自粛）

[5] 各措置の併課に伴って生ずる問題

・とりわけ課徴金賦課と刑罰・損害賠償・不当利得返還訴訟に関して議論が大きい。

課徴金、刑事罰、損害賠償・不当利得返還など金銭徴収が重複すること

→憲法で禁止している二重処罰の禁止に反することになり憲法違反にならないか。

→憲法違反とならなくとも加重徴収ではないか。

・刑事罰と課徴金

○「独占禁止法による課徴金は、一定のカルテルによる経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であって、カルテルの反社会性ないし反道徳性に着目しこれに対する制裁として科される刑事罰とは、その趣旨、目的、手続等を異にするものであり、課徴金と刑事罰を併科することが、二重処罰を禁止する憲法39条に違反するものではないことは明らかである。」（ラップ価格カルテル刑事事件(三井東圧化学(株)ほか22名に対する独占禁止法違反被告事件)・平成3年(の)第1号・東京高裁平成5年5月21日判決)

○独占禁止法における課徴金制度は、一定のカルテル行為による不当な経済的利得をカルテルに参加した事業者から剥奪することによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するために設けられたものであって、課徴金の納付命令は、右の目的を達成するために、行政委員会である被告が、同法の定める手続にしたがってカルテルに参加した事業者に対して課す行政上の措置である。右のところからも窺われるように、課徴金制度にはカルテル行為に対する一定の抑止効果が期待されているという側面があり、それは社会的には一種の制裁としての機能をもつことを否定できないが、課徴金の基本的な性格が社会的公正を確保するためのカルテル行為による不当な経済的利得の剥奪という点にあることは明らかである。

したがって、課徴金は、カルテル行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として、刑事訴訟手続によって科せられる刑事罰とは、その趣旨・目的、性質等を異にするものであるから、本件カルテル行為に関して、原告らに対し刑事罰としての罰金を科すほか、さらに、被告において、独占禁止法7条の2、54条の2等の規定に基づいて課徴金の納付を命ずるとしても、それが二重処罰を禁止する憲法39条に違反することになるものでないことは明らかといわなければならない。(社会保険庁入札談合課徴金事件(大日本印刷(株)ほか2名による審決取消請求事件)・平成8年(行ケ)第179号平成8年(行ケ)第188号平成8年(行ケ)第189号・東京高裁平成9年6月6日判決)

・課徴金と不当利得返還請求・刑事罰

○社会保険庁入札談合課徴金審決取消訴訟事件(最判平10・10・13第三小法廷)―社会保険庁発注の通知書用シールをめぐる談合事件で罰金刑が確定した大日本印刷(東京)等印刷会社3社が「二重処罰を禁じた憲法に違反する」として、計約1億7000万円の課徴金納付を命じた公正取引委員会の審決取り消しを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷(千種秀夫裁判長)は13日、請求を退けた東京高裁判決を「是認できる」と支持、3社の上告を棄却。

3社は「罰金刑のほか、国から約8億円―3億円の不当利得返還訴訟を提起された中で、課徴金を加えられるのは二重処罰」等と主張、東京高裁判決は「課徴金は社会的公正を確保し、違反行為の抑止を図る等を目的とする行政措置で、刑事罰とは趣旨、目的を異にする」等と判断。上告したのはほかにトッパン・フォームズ(東京)、小林記録紙(愛知県)。(了)

○「独占禁止法における課徴金制度は、前示のように、社会的公正を確保するために、カルテル行為による不当な経済的利得をカルテルに参加した事業者から剥奪しようとする制度であるから、このような課徴金の経済的効果にかんがみると、民法上の不当利得に関する制度と類似する機能を有する面が認められることは否定できないところ、原告らは、本件のような場合には、独占禁止法7条の2、48条2の適用はないと解すべきであり、そうでないとしても、国の不当利得返還請求相当額を課徴金の対象となる売上額の算定から控除するという解釈・運用を行うことにより、憲法の二重処罰禁止規定違反の問題を回避すべきであると主張する。

しかしながら、独占禁止法が課徴金によって剥奪しようとする不当な経済的利得とは、あくまでカルテルが行われた結果、その経済効果によってカルテルに参加した事業者に帰属する不当な利得を指すものであり、しかも、同法は、現実には、法政策的観点から、あるいは法技術的制約等を考慮し、具体的なカルテル行為による現実の経済的利得そのものとは一応切り離し、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗ずる方法により算出された金額を、いわば観念的に、右の剥奪すべき経済的利得と擬制しているのである(同法7条の2参照)。

これに対し、民法上の不当利得に関する制度は、正当な法律上の理由がないのに経済的利益を得て、これによって他人に損失を及ぼした者に対し、公平の理念に基づいて、その利得の返還を命ずる制度であり、この場合、返還を命ぜられる利得の額は、損失の範囲に限られる。

右のように、民法上の不当利得に関する制度は、専ら公平の観点から権利主体相互間の利害の調整を図ろうとする私法上の制度であって、前示の課徴金制度とはその趣旨・目的を異にするものであり、両者がその法律要件と効果を異にするものであることはいうまでもないから、実質的観点からも、不当利得制度の下において返還を求められている利得の具体的な内容が、賦課される課徴金と同一の性質のものとして、重複する関係に立つとみるべきか否かは、これを一般的、抽象的に論ずることはできず、個別的、具体的な検討を加えたいえ、判断することを要するものというべきである。

また課徴金については、独占禁止法上、同法の定める要件を充足するカルテル行為に関し、被告において、カルテルに参加した事業者に対し課徴金の納付を命ずるか否かにつき裁量判断を行う余地はなく、当該事業者の情状等に応じて課徴金の額を定める裁量の余地もなく、被告には、同法の定める算出基準にしたがって、一律に所定額の課徴金の納付を命ずることが義務づけられているのである

(同法7条の2参照)。

右にみたところに照らせば、本件においても、当然には、本件課徴金と国が原告らに対し返還を求めている不当利得金とが実質的に重複する関係にあり、原告らが同一の事実関係を原因として二重の経済的不利益を課される結果とならないように両者の調整を要するものといえないことは明らかである(現に、弁論の全趣旨によれば、国が原告らに対し返還を求めている不当利得は、本件シールに係る支払済みの代金額と談合が無かった場合の本件シールの正当な価格との差額であるというのであり、それが、本件カルテル行為がされた結果その経済効果によって原告らに帰属した不当な利得と当然に一致するものと断じ得ないことは明らかである。)

そして、右にみた独占禁止法が定める課徴金制度の仕組みに照らせば、被告において、本件課徴金賦課の段階で、国の不当利得返還請求との間の調整を考慮した措置をとる余地がないことも明らかであるから、原告らの右主張は失当というべきである。(社会保険庁入札談合課徴金事件(大日本印刷(株)ほか2名による審決取消請求事件)・平成8年(行ケ)第179号 平成8年(行ケ)第188号 平成8年(行ケ)第189号・東京高裁平成9年6月6日判決)

○本件カルテル行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し、かつ、国から上告人に対し不当利益の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法第39条、29条、31条に違反しないことは、最高裁昭和29年(オ)第236号同33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。(社会保険庁入札談合課徴金事件(大日本印刷(株)による審決取消請求上告事件)平成9年(行ツ)第214号・最高裁平成10年10月13日第3小法廷判決)

・2005年法改正による課徴金制度改正による影響の有無

旧制度の「不当利得の剥奪」から「違反行為防止の観点から不当利得相当額以上の金銭を徴収する制度」に見直し

制裁的制度に変更されたのではないか。制裁を目的内容とする刑事罰と重複しないか?

→課徴金の性格論

○独禁法の定める課徴金の制度は、昭和52年法律第63号による独禁法改正において、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め(独禁法89条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(独禁法25条)に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。(日本機械保険連盟課徴金事件・最高裁平成17年9月13日 第三小法廷判決・平成14年(行ヒ)第72号 審決取消請求事件)